

9. 環境影響評価の総合評価

9.1 環境影響評価の総合評価の概要

本環境影響評価では、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設事業」について、本事業の影響要因である「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」に関して、14項目の環境要素（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地盤・土壌、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等）を選定し、調査予測及び評価を行い、環境保全措置を検討した。

その結果、「大気質（供用後の周辺環境）」、「騒音（供用後の敷地境界）」、「振動（供用後の敷地境界）」については、予測の不確実性の程度が大きいものと判断し、事後調査を実施することとした。また、「悪臭（供用後の敷地境界）」については、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じるものとして、事後調査を実施することとした。

それ以外の項目については、環境保全措置を実施することにより、環境影響は実行可能な範囲内で低減されている、または、基準又は目標との整合が図られているものと評価した。

なお、その他必要と認められる「大気質（供用後）」、「騒音（供用後）」、「振動（供用後）」、「低周波音（供用後）」、「悪臭（供用後）」、「水質（供用後）」についても事後調査を実施することとした。

以上の検討結果の要約を総合評価として、表 9.1-1～表 9.1-14に示す。

なお、当初予想していなかった環境に影響を及ぼす事態が発生した場合、奈良県と協議のうえ、適切な措置の検討を行う。

表 9.1-1 環境影響評価結果の概要（大気質）

項目	現況調査	1/4																												
大気質	<p>①地上気象</p> <p>年間平均風速は1.5m/秒であった。また風向出現状況は、大きく卓越した風向はなくSE（南東）が8.7%、次いでN（北）が8.4%、NNE（北北東）が8.3%であった。</p>																													
	<p>②一般環境大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 <p>期間平均値は0.007～0.013ppm、1時間値の最高値は0.037～0.047ppm、日平均値の最高値は0.014～0.033ppmであり、すべての地点で環境基準値（日平均値：0.06ppm）を下回っていた。</p>	<p style="text-align: right;">単位：ppm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>地点</th> <th>期間平均値</th> <th>1時間値の最高値</th> <th>日平均値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 焼却施設建設区域</td> <td>0.013</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> </tr> <tr> <td>地点2 とみの森公園（北方向）</td> <td>0.008</td> <td>0.037</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>地点3 櫛本幼稚園（西方向）</td> <td>0.009</td> <td>0.037</td> <td>0.018</td> </tr> <tr> <td>地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）</td> <td>0.007</td> <td>0.040</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>地点5 岩屋町公民館東（東方向）</td> <td>0.010</td> <td>0.039</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td>地点6 白河公園（近隣住宅街）</td> <td>0.009</td> <td>0.037</td> <td>0.017</td> </tr> </tbody> </table>	地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	地点1 焼却施設建設区域	0.013	0.047	0.033	地点2 とみの森公園（北方向）	0.008	0.037	0.015	地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.009	0.037	0.018	地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.007	0.040	0.014	地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.010	0.039	0.020	地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.009	0.037	0.017
	地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																										
	地点1 焼却施設建設区域	0.013	0.047	0.033																										
地点2 とみの森公園（北方向）	0.008	0.037	0.015																											
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.009	0.037	0.018																											
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.007	0.040	0.014																											
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.010	0.039	0.020																											
地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.009	0.037	0.017																											
<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊粒子状物質 <p>期間平均値は0.015～0.019mg/m³、1時間値の最高値は0.039～0.068mg/m³、日平均値の最高値は0.030～0.048mg/m³であり、すべての地点で環境基準値（日平均値：0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³）を下回っていた。</p>	<p style="text-align: right;">単位：mg/m³</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>地点</th> <th>期間平均値</th> <th>1時間値の最高値</th> <th>日平均値の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 焼却施設建設区域</td> <td>0.017</td> <td>0.054</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>地点2 とみの森公園（北方向）</td> <td>0.019</td> <td>0.054</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>地点3 櫛本幼稚園（西方向）</td> <td>0.017</td> <td>0.048</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td>地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）</td> <td>0.018</td> <td>0.068</td> <td>0.048</td> </tr> <tr> <td>地点5 岩屋町公民館東（東方向）</td> <td>0.015</td> <td>0.039</td> <td>0.030</td> </tr> <tr> <td>地点6 白河公園（近隣住宅街）</td> <td>0.017</td> <td>0.048</td> <td>0.038</td> </tr> </tbody> </table>	地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	地点1 焼却施設建設区域	0.017	0.054	0.035	地点2 とみの森公園（北方向）	0.019	0.054	0.039	地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.017	0.048	0.036	地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.018	0.068	0.048	地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.015	0.039	0.030	地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.017	0.048	0.038	
地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値																											
地点1 焼却施設建設区域	0.017	0.054	0.035																											
地点2 とみの森公園（北方向）	0.019	0.054	0.039																											
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.017	0.048	0.036																											
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.018	0.068	0.048																											
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.015	0.039	0.030																											
地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.017	0.048	0.038																											
<p>注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。 注2) 調査地点はp227、図7.1-1を参照。</p> <p>注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。 注2) 調査地点はp227、図7.1-1を参照。</p>																														

・二酸化硫黄
 期間平均値は0.001～0.002ppm、1時間値の最高値は0.003～0.011ppm、日平均値の最高値は0.002～0.004ppmであり、すべての地点で環境基準値（日平均値：0.04ppm、1時間値0.1ppm）を下回っていた。

単位：ppm

地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
地点1 焼却施設建設区域	0.002	0.003	0.002
地点2 とみの森公園（北方向）	0.002	0.011	0.003
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.001	0.003	0.002
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.001	0.004	0.002
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.002	0.006	0.004
地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.002	0.005	0.002

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
 注2) 調査地点はp227、図7.1-1を参照。

・ダイオキシン類
 期間平均値は0.0087～0.013pg-TEQ/m³であり、すべての地点で環境基準値（年平均値：0.6pg-TEQ/m³）を下回っていた。

単位：pg-TEQ/m³

地点	期間平均値（毒性等量）
地点1 焼却施設建設区域	0.011
地点2 とみの森公園（北方向）	0.011
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.013
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.012
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.0087
地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.010

注1) 環境基準：年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。
 注2) 調査地点はp227、図7.1-1を参照。

・塩化水素
 期間平均値は0.002ppm未満であり、すべての地点で目標環境濃度（0.02ppm）を下回っていた。

単位：ppm

地点	期間平均値	日平均値の最高値	日平均値の最低値
地点1 焼却施設建設区域	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
地点2 とみの森公園（北方向）	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満

注1) 目標環境濃度：0.02ppm以下（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日 環大規第136号））
 注2) 調査地点はp227、図7.1-1を参照。

項目	現況調査 3/4																																										
大気質	<p>・水銀 期間平均値は0.0016～0.0021 $\mu\text{g}/\text{m}^3$であり、すべての地点で指針値（年平均値：0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$</p> <table border="1" data-bbox="352 465 1302 772"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>期間平均値</th> <th>日平均値の最高値</th> <th>日平均値の最低値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 焼却施設建設区域</td> <td>0.0017</td> <td>0.0042</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td>地点2 とみの森公園（北方向）</td> <td>0.0016</td> <td>0.0020</td> <td>0.0007</td> </tr> <tr> <td>地点3 櫛本幼稚園（西方向）</td> <td>0.0017</td> <td>0.0024</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td>地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）</td> <td>0.0021</td> <td>0.017</td> <td>0.0004</td> </tr> <tr> <td>地点5 岩屋町公民館東（東方向）</td> <td>0.0018</td> <td>0.0054</td> <td>0.0012</td> </tr> <tr> <td>地点6 白河公園（近隣住宅街）</td> <td>0.0016</td> <td>0.0026</td> <td>0.0003</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 指針値：年平均値が0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること。 注2) 調査地点は p227、図 7.1-1 を参照。</p> <p>・降下ばいじん量 期間平均値は0.91～1.3 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$であり、降下ばいじんのバックグラウンド濃度が比較的高い地域の値（10 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$）を下回っていた。</p> <p style="text-align: right;">単位： $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$</p> <table border="1" data-bbox="352 1039 1302 1346"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>期間平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 焼却施設建設区域</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>地点2 とみの森公園（北方向）</td> <td>0.92</td> </tr> <tr> <td>地点3 櫛本幼稚園（西方向）</td> <td>0.91</td> </tr> <tr> <td>地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>地点5 岩屋町公民館東（東方向）</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>地点6 白河公園（近隣住宅街）</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点は p227、図 7.1-1 を参照。</p>	地点	期間平均値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	地点1 焼却施設建設区域	0.0017	0.0042	0.0005	地点2 とみの森公園（北方向）	0.0016	0.0020	0.0007	地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.0017	0.0024	0.0005	地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.0021	0.017	0.0004	地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.0018	0.0054	0.0012	地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.0016	0.0026	0.0003	地点	期間平均値	地点1 焼却施設建設区域	1.1	地点2 とみの森公園（北方向）	0.92	地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.91	地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	1.2	地点5 岩屋町公民館東（東方向）	1.3	地点6 白河公園（近隣住宅街）	1.1
	地点	期間平均値	日平均値の最高値	日平均値の最低値																																							
	地点1 焼却施設建設区域	0.0017	0.0042	0.0005																																							
	地点2 とみの森公園（北方向）	0.0016	0.0020	0.0007																																							
	地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.0017	0.0024	0.0005																																							
	地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	0.0021	0.017	0.0004																																							
	地点5 岩屋町公民館東（東方向）	0.0018	0.0054	0.0012																																							
	地点6 白河公園（近隣住宅街）	0.0016	0.0026	0.0003																																							
	地点	期間平均値																																									
	地点1 焼却施設建設区域	1.1																																									
地点2 とみの森公園（北方向）	0.92																																										
地点3 櫛本幼稚園（西方向）	0.91																																										
地点4 豊田公民館前駐車場（南方向）	1.2																																										
地点5 岩屋町公民館東（東方向）	1.3																																										
地点6 白河公園（近隣住宅街）	1.1																																										

大気質

③道路沿道大気質
 ・二酸化窒素
 期間平均値は0.011～0.023ppm、1時間値の最高値は0.030～0.064ppm、日平均値の最高値は0.018～0.036ppmであり、すべての地点で環境基準値（日平均値：0.06ppm）を下回っていた。

単位：ppm

地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	0.016	0.053	0.025
地点 b 名阪国道側道	0.023	0.064	0.036
地点 c 一般国道 169 号	0.013	0.044	0.022
地点 d 県道 51 号線	0.011	0.030	0.018

注 1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
 注 2) 調査地点は p228、図 7.1-2 を参照。

・浮遊粒子状物質
 期間平均値（全季）は0.016～0.019mg/m³、1時間値の最高値は0.047～0.049mg/m³、日平均値の最高値は0.034～0.035mg/m³であり、すべての地点で環境基準値（日平均値：0.10mg/m³、1時間値0.20mg/m³）を下回っていた。

 単位：mg/m³

地点	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	0.016	0.047	0.034
地点 b 名阪国道側道	0.018	0.049	0.035
地点 c 一般国道 169 号	0.019	0.047	0.035
地点 d 県道 51 号線	0.018	0.049	0.034

注 1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 注 2) 調査地点は p228、図 7.1-2 を参照。

項目	工事用車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響に係る予測評価		1/1																					
大気質	予測結果	<p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.031～0.042ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.041～0.045mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足すると予測する。また、1時間値については、将来濃度は、二酸化窒素が0.054～0.065ppm、浮遊粒子状物質が0.047～0.049mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足する。</p> <table border="1" data-bbox="325 450 1390 696"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測地点</th> <th>将来濃度 (年平均値)</th> <th>日平均値の 年間98%値又は 2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>地点 a</td> <td>0.016</td> <td>0.031</td> <td rowspan="2">日平均値が0.04～0.06の ゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>0.023</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>地点 a</td> <td>0.016</td> <td>0.041</td> <td rowspan="2">日平均値が 0.10以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>0.018</td> <td>0.045</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測地点はp228、図7.1-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>		項目	予測地点	将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間98%値又は 2%除外値	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	地点 a	0.016	0.031	日平均値が0.04～0.06の ゾーン内又はそれ以下	地点 b	0.023	0.042	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点 a	0.016	0.041	日平均値が 0.10以下	地点 b	0.018	0.045
	項目	予測地点	将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間98%値又は 2%除外値	環境基準																			
二酸化窒素 (ppm)	地点 a	0.016	0.031	日平均値が0.04～0.06の ゾーン内又はそれ以下																				
	地点 b	0.023	0.042																					
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点 a	0.016	0.041	日平均値が 0.10以下																				
	地点 b	0.018	0.045																					
大気質	環境保全措置	<p>本事業では、工事用車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="296 860 1417 1256"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害型車両の使用</td> <td>・工事用車両は、低公害型の車両の使用に努める。</td> <td>排ガスを抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事工程管理</td> <td>・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事車両の通行時間の調整</td> <td>・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>排ガスを抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	低公害型車両の使用	・工事用車両は、低公害型の車両の使用に努める。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。	工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。	
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																				
低公害型車両の使用	・工事用車両は、低公害型の車両の使用に努める。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。																					
工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																					
工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																					
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。																					
大気質	事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>																						
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行による大気質への影響については、環境影響の回避・低減のため、低公害型車両の使用、工事工程管理、工事車両の通行時間の調整、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る大気質への影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、環境基準との整合を確認した。二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は0.042ppm、1時間値の最大値は0.065ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は0.045mg/m³、1時間値の最大値は0.049mg/m³であり、環境基準値等を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																						

項目	工事中車両の運行による粉じんの影響に係る予測評価 1/1																						
大気質	予測結果	<p>季節別降下ばいじん量の最大値は、地点 a で0.9t/km²/月（秋季）、地点 b で7.0t/km²/月（秋季）であり、降下ばいじんに係る参考値を下回ると予測する。</p> <table border="1" data-bbox="391 380 1316 548"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">参考値^{注)}</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点 a</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> <td rowspan="2">工事寄与の降下ばいじん量が10t/km²/月以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>5.4</td> <td>5.6</td> <td>7.0</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 降下ばいじんに係る参考値（出典：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省）） 注2) 予測地点はp228、図7.1-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}	春季	夏季	秋季	冬季	地点 a	0.7	0.8	0.9	0.6	工事寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下	地点 b	5.4	5.6	7.0	4.8
	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}																	
春季		夏季	秋季	冬季																			
地点 a	0.7	0.8	0.9	0.6	工事寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下																		
地点 b	5.4	5.6	7.0	4.8																			
大気質	環境保全措置	<p>本事業では、工事中車両による粉じんの影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="287 728 1420 1008"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面清掃</td> <td>・工事区域出口の路面を清掃する。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>タイヤ洗浄</td> <td>・工事区域出口で工事中車両のタイヤを洗浄する。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>鉄板の敷設</td> <td>・構内道路に鉄板等の敷設を行う。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	路面清掃	・工事区域出口の路面を清掃する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。	タイヤ洗浄	・工事区域出口で工事中車両のタイヤを洗浄する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。	鉄板の敷設	・構内道路に鉄板等の敷設を行う。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。					
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																			
路面清掃	・工事区域出口の路面を清掃する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																				
タイヤ洗浄	・工事区域出口で工事中車両のタイヤを洗浄する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																				
鉄板の敷設	・構内道路に鉄板等の敷設を行う。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																				
大気質	事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>																					
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 工事中車両の運行による粉じんの影響については、環境影響の回避・低減のため、路面清掃、タイヤ洗浄、鉄板の敷設といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る粉じんの影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 工事中車両の運行による粉じんについて、降下ばいじんに係る参考値との整合を確認した。工事中車両の運行による降下ばいじん量の最大値は、7.0t/km²/月であり、参考値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																					

項目	切土工等及び建設機械の稼働による粉じん等の影響に係る予測評価 1/1																																					
大気質	予測結果	<p>季節別降下ばいじん量の最大値は、地点1で5.9t/km²/月（秋季）、地点2で2.6t/km²/月（秋季、冬季）、地点3で3.5t/km²/月（秋季）、地点4で3.7t/km²/月（春季）、地点5で1.4t/km²/月（秋季）であり、降下ばいじんに係る参考値を下回ると予測する。</p> <table border="1" data-bbox="383 416 1329 723"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">参考値^{注)}</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1</td> <td>4.3</td> <td>5.0</td> <td>5.9</td> <td>3.7</td> <td rowspan="5">工事寄与の降下ばいじん量が10t/km²/月以下</td> </tr> <tr> <td>地点2</td> <td>1.8</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>地点3</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>地点4</td> <td>3.7</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>地点5</td> <td>0.8</td> <td>1.3</td> <td>1.4</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 予測地点はp227、図7.1-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}	春季	夏季	秋季	冬季	地点1	4.3	5.0	5.9	3.7	工事寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下	地点2	1.8	2.4	2.6	2.6	地点3	3.0	3.0	3.5	2.3	地点4	3.7	3.3	3.3	3.5	地点5	0.8	1.3	1.4	1.3
	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}																																
春季		夏季	秋季	冬季																																		
地点1	4.3	5.0	5.9	3.7	工事寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下																																	
地点2	1.8	2.4	2.6	2.6																																		
地点3	3.0	3.0	3.5	2.3																																		
地点4	3.7	3.3	3.3	3.5																																		
地点5	0.8	1.3	1.4	1.3																																		
環境保全措置	<p>本事業では、切土工及び建設機械の稼働による粉じんの影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="292 887 1422 1025"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>散水</td> <td>・ 工事区域に適宜散水する。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	散水	・ 工事区域に適宜散水する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																												
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																																			
散水	・ 工事区域に適宜散水する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																																			
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>																																					
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 切土工及び建設機械の稼働による粉じんの影響については、環境影響の回避・低減のため、散水といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る粉じんの影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 切土工及び建設機械の稼働による粉じんについて、降下ばいじんに係る参考値との整合を確認した。切土工及び建設機械の稼働による降下ばいじん量の最大値は、5.9t/km²/月であり、参考値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																																					

大気質	予測結果	<p>最大着地濃度地点における日平均値の98%値又は2%除外値は、二酸化窒素が0.024ppm、浮遊粒子状物質が0.039mg/m³、二酸化硫黄が0.005ppmとなり、いずれも環境基準等を満足している。また、ダイオキシン類の年平均値0.011pg-TEQ/m³、水銀の年平均値0.0019μg/m³については、年平均値の環境基準等と比較するといずれも環境基準等を満足している。と予測する。また、短期予測については、煙突排出ガスにより周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうちダウンドラフト時の予測結果が最大となり、二酸化窒素が0.0743ppm、浮遊粒子状物質が0.0608mg/m³、二酸化硫黄が0.0167ppm、塩化水素が0.0157ppmであり、いずれも環境基準等を下回ると予測する。</p>				
		予測地点	項目	将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間98%値 又は2%除外値	環境基準等
		最大着地 濃度地点	二酸化窒素 (ppm)	0.013	0.024	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.017	0.039	日平均値が0.10以下
			二酸化硫黄 (ppm)	0.002	0.005	日平均値が0.04以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.011		/	年平均値が0.6以下		
水銀 (μg/m ³)	0.0019		/	年平均値が0.04以下		
注) 最大着地濃度地点は、p286～p290、図7.1-15(1)～(5)を参照。						

環境保全措置	<p>本事業では、施設の稼働による二酸化窒素等の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p>			
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
	最新の排ガス処理設備の導入	・最新の高効率な排ガス処理設備を導入する。	大気汚染物質の排出濃度の低減ができる。	他の環境への影響はない。
	設備の定期点検	・各設備における定期点検を実施し、正常運転、適切な維持管理を行う。	大気汚染物質の排出濃度の低減ができる。	他の環境への影響はない。
排出ガスの監視等	・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。	大気汚染物質の排出濃度の低減ができる。	他の環境への影響はない。	

項目	施設の稼働による二酸化窒素等の影響に係る予測評価		2/2																	
大気質	事後調査	<p>大気汚染物質の発生状況の監視を要するため、供用後における周辺環境の大気質濃度について、事後調査を行う。</p>																		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 383 651 517">調査を行うこととした理由</td> <td colspan="2" data-bbox="651 383 1385 517">当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 517 405 674" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="405 517 651 674">調査項目</td> <td data-bbox="651 517 1385 674">二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 674 651 869">調査期間</td> <td data-bbox="651 674 1385 869"> 焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 ※その他有害物質について、1季あたり調査頻度は以下のとおり 塩化水素・水銀：24時間値×7検体 それ以外の物質：24時間値×1検体 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 869 651 904">調査地点</td> <td data-bbox="651 869 1385 904">対象事業実施区域周辺の民家近傍5地点（地点2～地点6）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 904 651 1160">調査方法</td> <td colspan="2" data-bbox="651 904 1385 1160"> 「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1160 651 1196">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="651 1160 1385 1196">環境基準等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1196 651 1256">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="651 1196 1385 1256">周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。		調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）	調査期間	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 ※その他有害物質について、1季あたり調査頻度は以下のとおり 塩化水素・水銀：24時間値×7検体 それ以外の物質：24時間値×1検体	調査地点	対象事業実施区域周辺の民家近傍5地点（地点2～地点6）	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法		目安とする基準	環境基準等		基準を上回った場合の対応の方針	周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。																			
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、その他有害物質（塩化水素、水銀、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン）																		
	調査期間	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 ※その他有害物質について、1季あたり調査頻度は以下のとおり 塩化水素・水銀：24時間値×7検体 それ以外の物質：24時間値×1検体																		
	調査地点	対象事業実施区域周辺の民家近傍5地点（地点2～地点6）																		
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月改定、環境省）に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月改定、環境省）に定める手法 塩化水素は、JIS K 0107「排ガス中の塩化水素分析方法」に定める方法																		
目安とする基準	環境基準等																			
基準を上回った場合の対応の方針	周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																			
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 施設の稼働による大気質への影響については、環境影響の回避・低減のため、最新の排ガス処理設備の導入、設備の定期点検、排出ガスの監視等といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る大気質への影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働による二酸化窒素等について、環境基準等との整合を確認した。最大着地濃度地点において、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.024ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.039mg/m³、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.005ppm、ダイオキシン類の年平均値は0.011pg-TEQ/m³、水銀の年平均値は0.0019μg/m³となり環境基準値等を下回るものと予測する。また、1時間値の最大値は、二酸化窒素が0.0743ppm、浮遊粒子状物質が0.0608mg/m³、二酸化硫黄が0.0167ppm、塩化水素が0.0157ppmとなり環境基準値等を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																		

項目		施設の稼働による粉じんの影響に係る予測評価		1/1								
大気質	予測結果	<p>本事業の計画では、粗大・リサイクル施設の稼働により、粉じんの発生が考えられる。このため、粉じんの飛散を防止するために、設備機器は建屋内に設置し、粉じんが発生する箇所や機械設備には、集じん設備や散水設備などを設ける計画である。</p> <p>以上のとおりの適切な粉じん飛散防止対策を施すことにより、本事業の施設の稼働による粉じんの影響は小さいものと予測する。</p>										
	環境保全措置	<p>本事業では、施設の稼働による粉じん等の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じんの飛散防止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器類は建屋内への配置を基本とする。 集じん設備や散水設備を設ける。 </td> <td>粉じんの飛散の低減ができる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	粉じんの飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器類は建屋内への配置を基本とする。 集じん設備や散水設備を設ける。 	粉じんの飛散の低減ができる。	他の環境への影響はない。
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響								
	粉じんの飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器類は建屋内への配置を基本とする。 集じん設備や散水設備を設ける。 	粉じんの飛散の低減ができる。	他の環境への影響はない。								
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、事後調査は実施しないこととした。</p>											
評価	<p>①回避又は低減に係る評価</p> <p>施設の稼働による粉じんの影響については、環境影響の回避・低減のため、集じん設備や散水設備の設置といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る粉じんの影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>											

項目	廃棄物搬入車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響に係る予測評価		1/2																														
予測結果	<p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.024~0.042ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.041~0.047mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足すると予測する。また、1時間値については、将来濃度は、二酸化窒素が0.030~0.065ppm、浮遊粒子状物質が0.047~0.049mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足する。</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測地点</th> <th>将来濃度 (年平均値)</th> <th>日平均値の 年間98%値又は 2%除外値</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">二酸化窒素 (ppm)</td> <td>地点 a</td> <td>0.016</td> <td>0.031</td> <td rowspan="4">日平均値が0.04~0.06の ゾーン内又はそれ以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>0.023</td> <td>0.042</td> </tr> <tr> <td>地点 c</td> <td>0.013</td> <td>0.027</td> </tr> <tr> <td>地点 d</td> <td>0.011</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>地点 a</td> <td>0.016</td> <td>0.041</td> <td rowspan="4">日平均値が 0.10以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>0.018</td> <td>0.045</td> </tr> <tr> <td>地点 c</td> <td>0.019</td> <td>0.047</td> </tr> <tr> <td>地点 d</td> <td>0.018</td> <td>0.045</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測地点	将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間98%値又は 2%除外値	環境基準	二酸化窒素 (ppm)	地点 a	0.016	0.031	日平均値が0.04~0.06の ゾーン内又はそれ以下	地点 b	0.023	0.042	地点 c	0.013	0.027	地点 d	0.011	0.024	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点 a	0.016	0.041	日平均値が 0.10以下	地点 b	0.018	0.045	地点 c	0.019	0.047	地点 d	0.018
項目	予測地点	将来濃度 (年平均値)	日平均値の 年間98%値又は 2%除外値	環境基準																													
二酸化窒素 (ppm)	地点 a	0.016	0.031	日平均値が0.04~0.06の ゾーン内又はそれ以下																													
	地点 b	0.023	0.042																														
	地点 c	0.013	0.027																														
	地点 d	0.011	0.024																														
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点 a	0.016	0.041	日平均値が 0.10以下																													
	地点 b	0.018	0.045																														
	地点 c	0.019	0.047																														
	地点 d	0.018	0.045																														
<p>注) 予測地点はp228、図7.1-2を参照 (予測地点は調査地点と同一)。</p>																																	
大気質	環境保全措置	<p>本事業では、廃棄物搬入車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p>																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集運搬工程管理</td> <td>・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物搬入車両の通行時間の調整</td> <td>・廃棄物搬入車両車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>排ガスを抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。															
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																														
収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																														
廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																														
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	排ガスを抑制できる。	他の環境への影響はない。																														
事後調査	<p>大気汚染物質の発生状況の監視を要するため、供用後における沿道の大気質濃度について、事後調査を行う。</p>																																
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2">調査を行うこととした理由</td> <td>当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">調査内容</td> <td>調査項目</td> <td>二酸化窒素、浮遊粒子状物質</td> </tr> <tr> <td>調査期間</td> <td>焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季(春季・夏季・秋季・冬季)に各1回</td> </tr> <tr> <td>調査地点</td> <td>廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点(地点a~地点d)</td> </tr> <tr> <td>調査方法</td> <td>「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">目安とする基準</td> <td>環境基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td>周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。	調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	調査期間	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季(春季・夏季・秋季・冬季)に各1回	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点(地点a~地点d)	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法	目安とする基準		環境基準	基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。														
調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、大気汚染物質の発生状況の監視を要する。																															
調査内容	調査項目	二酸化窒素、浮遊粒子状物質																															
	調査期間	焼却施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1週間連続測定を4季(春季・夏季・秋季・冬季)に各1回																															
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点(地点a~地点d)																															
	調査方法	「二酸化窒素に係る環境基準」に定める方法 「大気汚染に係る環境基準」に定める方法																															
目安とする基準		環境基準																															
基準を上回った場合の対応の方針		周辺の常時観測局との濃度比較により状況把握する。必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																															

項目	廃棄物搬入車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響に係る予測評価 2/2	
大気質	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による大気質への影響については、環境影響の回避・低減のため、廃棄物運搬工程管理、廃棄物搬入車両の通行時間の調整、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る大気質への影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、環境基準との整合を確認した。二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は0.042ppm、1時間値の最大値は0.065ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は0.047mg/m³、1時間値の最大値は0.049mg/m³であり、環境基準値等を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

項目	廃棄物搬入車両の運行による粉じんの影響に係る予測評価 1/1																																
大気質	予測結果	<p>季節別降下ばいじん量の最大値は、地点 a で1.0t/km²/月（秋季）、地点 b で4.2t/km²/月（秋季）、地点 c で0.7t/km²/月（春季、夏季、秋季）、地点 d で0.3t/km²/月（秋季）であり、降下ばいじんに係る参考値を下回ると予測する。</p> <table border="1" data-bbox="392 416 1318 680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="4">降下ばいじん量 (t/km²/月)</th> <th rowspan="2">参考値^{注)}</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点 a</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td rowspan="4">事業寄与の降下ばいじん量が10t/km²/月以下</td> </tr> <tr> <td>地点 b</td> <td>3.1</td> <td>3.4</td> <td>4.2</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>地点 c</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>地点 d</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 降下ばいじんに係る参考値（出典：「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年、建設省）） 注2) 予測地点はp228、図7.1-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}	春季	夏季	秋季	冬季	地点 a	0.8	0.9	1.0	0.5	事業寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下	地点 b	3.1	3.4	4.2	2.5	地点 c	0.7	0.7	0.7	0.3	地点 d	0.2	0.2	0.3	0.2
	予測地点	降下ばいじん量 (t/km ² /月)				参考値 ^{注)}																											
春季		夏季	秋季	冬季																													
地点 a	0.8	0.9	1.0	0.5	事業寄与の降下ばいじん量が10t/km ² /月以下																												
地点 b	3.1	3.4	4.2	2.5																													
地点 c	0.7	0.7	0.7	0.3																													
地点 d	0.2	0.2	0.3	0.2																													
大気質	環境保全措置	<p>本事業では、廃棄物搬入車両による粉じんの影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="292 898 1418 1099"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面清掃</td> <td>・施設出口の路面を清掃する。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>タイヤ洗浄</td> <td>・施設出口で廃棄物搬入車両のタイヤを洗浄する。</td> <td>粉じんの発生を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	路面清掃	・施設出口の路面を清掃する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。	タイヤ洗浄	・施設出口で廃棄物搬入車両のタイヤを洗浄する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																			
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																													
路面清掃	・施設出口の路面を清掃する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																														
タイヤ洗浄	・施設出口で廃棄物搬入車両のタイヤを洗浄する。	粉じんの発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。																														
大気質	事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、事後調査は実施しないこととした。</p>																															
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による粉じんの影響については、環境影響の回避・低減のため、路面清掃、タイヤ洗浄といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る粉じんの影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による粉じんについて、降下ばいじんに係る参考値との整合を確認した。工事用車両の運行による降下ばいじん量の最大値は、4.2t/km²/月であり、参考値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																															

表 9.1-2 環境影響評価結果の概要（騒音）

項目	現況調査	1/1																																																																																	
騒音	<p>①環境騒音 環境騒音の等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、昼間が49～61デシベル、48～58デシベルであった。 単位：デシベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査日</th> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>環境基準</th> <th>L_{Aeq}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">平日</td> <td rowspan="4">焼却施設</td> <td rowspan="2">地点 1</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 2</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">粗大・リサイクル施設等</td> <td rowspan="2">地点 3</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 4</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 5</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">休日</td> <td rowspan="4">焼却施設</td> <td rowspan="2">地点 1</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 2</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">粗大・リサイクル施設等</td> <td rowspan="2">地点 3</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 4</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 5</td> <td>昼間</td> <td>55</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>45</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 基準時間帯平均は、L_{Aeq}はエネルギー平均、その他は算術平均により算出した。 注) 2. 昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時を示す。 注) 3. 焼却施設の調査地点はB類型の環境基準が指定されているが、粗大・リサイクル施設については、環境基準の類型指定がされていないため、周辺の住居の状況等を勘案し、焼却施設と同様にB類型の環境基準を参考として記載した。 注) 4. 調査地点は、p321、図7.2-1を参照。</p>		調査日	調査地点	時間区分	環境基準	L_{Aeq}	平日	焼却施設	地点 1	昼間	55	61	夜間	45	50	地点 2	昼間	55	60	夜間	45	55	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	55	49	夜間	45	50	地点 4	昼間	55	50	夜間	45	50	地点 5	昼間	55	62	夜間	45	58	休日	焼却施設	地点 1	昼間	55	60	夜間	45	50	地点 2	昼間	55	59	夜間	45	53	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	55	51	夜間	45	49	地点 4	昼間	55	51	夜間	45	48	地点 5	昼間	55	61	夜間	45	55
	調査日	調査地点	時間区分	環境基準	L_{Aeq}																																																																														
平日	焼却施設	地点 1	昼間	55	61																																																																														
			夜間	45	50																																																																														
		地点 2	昼間	55	60																																																																														
			夜間	45	55																																																																														
	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	55	49																																																																														
			夜間	45	50																																																																														
		地点 4	昼間	55	50																																																																														
			夜間	45	50																																																																														
		地点 5	昼間	55	62																																																																														
			夜間	45	58																																																																														
休日	焼却施設	地点 1	昼間	55	60																																																																														
			夜間	45	50																																																																														
		地点 2	昼間	55	59																																																																														
			夜間	45	53																																																																														
	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	55	51																																																																														
			夜間	45	49																																																																														
		地点 4	昼間	55	51																																																																														
			夜間	45	48																																																																														
		地点 5	昼間	55	61																																																																														
			夜間	45	55																																																																														
<p>①道路交通騒音 道路交通騒音の等価騒音レベル（L_{Aeq}）は、昼間が61～70デシベル、54～66デシベルであった。 単位：デシベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査日</th> <th>調査地点</th> <th>時間区分</th> <th>環境基準</th> <th>L_{Aeq}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">平日</td> <td rowspan="2">地点 a 市道 611 号豊田櫟本線</td> <td>昼間</td> <td>60</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 c 一般国道 169 号</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 d 県道 51 号線</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">休日</td> <td rowspan="2">地点 a 市道 611 号豊田櫟本線</td> <td>昼間</td> <td>60</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 c 一般国道 169 号</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点 d 県道 51 号線</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>65</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 基準時間帯平均は、L_{Aeq}はエネルギー平均、その他は算術平均により算出した。 注) 2. 昼間は6時～22時、夜間は22時～翌6時を示す。 注) 3. 地点aはA地域の道路に面する地域、地点cは幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準としているが、地点b及び地点dについては、環境基準の類型指定がされていないため、道路の状況や周辺の土地利用状況等を考慮して、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を参考として記載した。 注) 4. 調査地点は、p322、図7.2-2を参照。</p>		調査日	調査地点	時間区分	環境基準	L_{Aeq}	平日	地点 a 市道 611 号豊田櫟本線	昼間	60	66	夜間	55	58	地点 b 名阪国道側道	昼間	70	62	夜間	65	57	地点 c 一般国道 169 号	昼間	70	68	夜間	65	65	地点 d 県道 51 号線	昼間	70	70	夜間	65	66	休日	地点 a 市道 611 号豊田櫟本線	昼間	60	65	夜間	55	57	地点 b 名阪国道側道	昼間	70	61	夜間	65	54	地点 c 一般国道 169 号	昼間	70	67	夜間	65	64	地点 d 県道 51 号線	昼間	70	69	夜間	65	63																			
調査日	調査地点	時間区分	環境基準	L_{Aeq}																																																																															
平日	地点 a 市道 611 号豊田櫟本線	昼間	60	66																																																																															
		夜間	55	58																																																																															
	地点 b 名阪国道側道	昼間	70	62																																																																															
		夜間	65	57																																																																															
	地点 c 一般国道 169 号	昼間	70	68																																																																															
		夜間	65	65																																																																															
	地点 d 県道 51 号線	昼間	70	70																																																																															
		夜間	65	66																																																																															
休日	地点 a 市道 611 号豊田櫟本線	昼間	60	65																																																																															
		夜間	55	57																																																																															
	地点 b 名阪国道側道	昼間	70	61																																																																															
		夜間	65	54																																																																															
	地点 c 一般国道 169 号	昼間	70	67																																																																															
		夜間	65	64																																																																															
	地点 d 県道 51 号線	昼間	70	69																																																																															
		夜間	65	63																																																																															

項目	工事用車両の運行による騒音の影響に係る予測評価 1/1																		
予測結果	<p>予測騒音レベルは、地点aでは、予測騒音レベルが67デシベルと環境基準を超過しているが、工事用車両による現況の騒音レベルからの増加量は1デシベル未満となっている。地点bでは、予測騒音レベルが65デシベルであり、参考基準値を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="300 416 1385 651"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況騒音レベル (現地調査結果) (1)</th> <th>予測騒音レベル (2)</th> <th>増加量 (2)－(1)</th> <th>基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点a 市道611号豊田櫟本線</td> <td>昼間</td> <td>66</td> <td>66.7</td> <td>0.7</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>地点b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>62</td> <td>64.9</td> <td>2.9</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 地点aはA地域の道路に面する地域の環境基準としているが、地点bについては、環境基準の類型指定がされていないため、道路の状況や周辺の土地利用状況等を考慮して、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を参照のうえ参考基準値を設定した。</p> <p>※2 昼間は6時～22時を示す。</p> <p>※3 予測地点は、p322、図7.2-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}	地点a 市道611号豊田櫟本線	昼間	66	66.7	0.7	60	地点b 名阪国道側道	昼間	62	64.9	2.9	70
予測地点	時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}														
地点a 市道611号豊田櫟本線	昼間	66	66.7	0.7	60														
地点b 名阪国道側道	昼間	62	64.9	2.9	70														
騒音 環境保全措置	<p>本事業では、工事用車両による道路交通騒音の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="280 943 1406 1308"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事工程管理</td> <td>・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事車両の通行時間の調整</td> <td>・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>不要な騒音を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な騒音を抑制できる。	他の環境への影響はない。		
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																
工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																
工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な騒音を抑制できる。	他の環境への影響はない。																
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>																		
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行による騒音の影響については、環境影響の回避・低減のため、工事工程管理、工事車両の通行時間の調整、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る騒音影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行による騒音について、環境基準との整合を確認した。道路敷地境界における予測騒音レベルは、地点aでは67デシベルと環境基準を超過しているが、工事用車両による現況の騒音レベルからの増加量は1デシベル未満となっていることから、工事用車両による騒音の影響は小さいと考えられる。 また、地点bでは、予測騒音レベルが65デシベルであり、参考基準値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																		

項目	切土工等及び建設機械の稼働による騒音の影響に係る予測評価			1/1												
予測結果	<p>敷地境界における予測騒音レベルの最大値は、焼却施設で78デシベル、粗大・リサイクル施設等で82デシベルであり、規制基準を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="416 383 1289 539"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>敷地境界の最大レベル</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>78</td> <td rowspan="2">85 以下</td> </tr> <tr> <td>粗大・リサイクル施設等</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 規制基準：特定建設作業における騒音の基準 注) 2. 敷地境界の騒音レベル最大地点は、p348～p349、図7.2-9及び図7.2-10を参照。</p>			施設	敷地境界の最大レベル	規制基準	焼却施設	78	85 以下	粗大・リサイクル施設等	82					
施設	敷地境界の最大レベル	規制基準														
焼却施設	78	85 以下														
粗大・リサイクル施設等	82															
騒音 環境保全措置	<p>本事業では、建設機械の稼働による騒音の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="288 701 1414 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低騒音型機械の使用</td> <td>・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。</td> <td>建設機械の騒音を低減できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事・施工工程の管理</td> <td>・発生騒音が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。</td> <td>建設機械の使用の集中が避けられる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	低騒音型機械の使用	・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。	建設機械の騒音を低減できる。	他の環境への影響はない。	工事・施工工程の管理	・発生騒音が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	建設機械の使用の集中が避けられる。	他の環境への影響はない。	
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響													
低騒音型機械の使用	・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用する。	建設機械の騒音を低減できる。	他の環境への影響はない。													
工事・施工工程の管理	・発生騒音が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	建設機械の使用の集中が避けられる。	他の環境への影響はない。													
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>															
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 切土等及び建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、環境影響の回避・低減のため、低騒音型機械の使用、工事・施工工程の管理といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る騒音ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 建設機械稼働による騒音レベルの予測結果の最大値は、焼却施設で78デシベル、粗大・リサイクル施設等で82デシベルと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>															

敷地境界における予測騒音レベルの最大値は、焼却施設の北側において45デシベル、粗大・リサイクル施設では東側において54デシベルであり、規制基準値を下回るものと予測する。

単位：デシベル

施設	地点	予測結果	規制基準（第二種区域）		
			昼間 8～18時	朝6～8時 夕18～22時	夜間 22時～6時
焼却施設	最大地点	45	60以下	50以下	45以下
粗大・リサイクル施設等	最大地点	54	60以下	—	—

注) 1. 規制基準：特定工場等において発生する騒音の規制基準
 注) 2. 敷地境界の騒音レベル最大地点は、p358～p359、図7.2-12及び図7.2-13を参照。

騒音 本事業では、施設の稼働による騒音の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
設備機器の騒音漏洩防止	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器類は建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 外部への騒音の漏洩防止のために、工場棟の出入口にはシャッターを設けて可能な限り閉鎖する。 	建屋内に設備類を配置し、シャッターを可能な限り閉鎖することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響はない。
低騒音型機器の採用	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器類は、低騒音型機器の採用に努める。 	低騒音型機器の採用することで、騒音を低減できる。	他の環境への影響はない。
施設内車両の安全通行	<ul style="list-style-type: none"> 施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。 	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。
苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより騒音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 	苦情内容を適切に聞き取ることにより、騒音に関する適切な対策を選択することができ、問題を解決しやすい。	他の環境への影響はない。

項目	施設の稼働による騒音の影響に係る予測評価 2/2																		
騒音	事後調査	<p>騒音レベルの監視を要するため、供用後における敷地境界の騒音について、事後調査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="323 367 1385 797"> <tr> <td data-bbox="323 367 651 499">調査を行うこととした理由</td> <td data-bbox="651 367 1385 499">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 499 403 696" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="403 499 651 533">調査項目</td> <td data-bbox="651 499 1385 533">等価騒音レベル、時間率騒音レベル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 533 651 629">調査期間</td> <td data-bbox="651 533 1385 629">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 629 651 663">調査地点</td> <td data-bbox="651 629 1385 663">対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 663 651 696">調査方法</td> <td data-bbox="651 663 1385 696">JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 696 651 730">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="651 696 1385 730">騒音規制法の規制値（第二種区域）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 730 651 797">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="651 730 1385 797">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。	調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法	目安とする基準	騒音規制法の規制値（第二種区域）		基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	
		調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。																
調査内容	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル																	
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）																	
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）																	
	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法																	
目安とする基準	騒音規制法の規制値（第二種区域）																		
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																		
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 施設の稼働による騒音への影響については、環境影響の回避・低減のため、設備機器の騒音漏洩防止、低騒音型機器の採用、施設内車両の安全通行、苦情対応といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る騒音ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働による騒音レベルの予測結果の最大値は、焼却施設で45デシベル、粗大・リサイクル施設で54デシベルと予測され、整合を図るべき基準を達成するものと評価する。</p>																	

項目	廃棄物搬入車両の運行による騒音の影響に係る予測評価 1/2																															
騒音	予測結果	<p>予測騒音レベルは、地点aでは、予測騒音レベルが67デシベルと環境基準を超過しているが、工事用車両による現況の騒音レベルからの増加量は1デシベル未満となっている。地点b～地点dでは、予測騒音レベルが63～70デシベルであり、参考基準値を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="311 414 1396 750"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況騒音レベル (現地調査結果) (1)</th> <th>予測騒音レベル (2)</th> <th>増加量 (2)－(1)</th> <th>基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点a 市道611号豊田櫛本線</td> <td>昼間</td> <td>66</td> <td>66.7</td> <td>0.7</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>地点b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>62</td> <td>63.4</td> <td>1.4</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>地点c 一般国道169号</td> <td>昼間</td> <td>68</td> <td>68.0</td> <td>0.0</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>地点d 県道51号線</td> <td>昼間</td> <td>70</td> <td>70.0</td> <td>0.0</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 地点aはA地域の道路に面する地域、地点cは幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準としているが、地点b及び地点dについては、環境基準の類型指定がされていないため、道路の状況や周辺の土地利用状況等を考慮して、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準を参照のうえ参考基準値を設定した。</p> <p>※2. 昼間は6時～22時を示す。</p> <p>※3. 予測地点は、p322、図7.2-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}	地点a 市道611号豊田櫛本線	昼間	66	66.7	0.7	60	地点b 名阪国道側道	昼間	62	63.4	1.4	70	地点c 一般国道169号	昼間	68	68.0	0.0	70	地点d 県道51号線	昼間	70	70.0	0.0	70
	予測地点	時間区分	現況騒音レベル (現地調査結果) (1)	予測騒音レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}																										
地点a 市道611号豊田櫛本線	昼間	66	66.7	0.7	60																											
地点b 名阪国道側道	昼間	62	63.4	1.4	70																											
地点c 一般国道169号	昼間	68	68.0	0.0	70																											
地点d 県道51号線	昼間	70	70.0	0.0	70																											
環境保全措置	<p>本事業では、廃棄物搬入車両による道路交通騒音の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="295 1075 1412 1601"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集運搬工程管理</td> <td>・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物搬入車両の通行時間の調整</td> <td>・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>施設内車両の安全通行</td> <td>・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。</td> <td>構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音振動の影響を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>不要な騒音を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音振動の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な騒音を抑制できる。	他の環境への影響はない。											
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																													
収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																													
廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																													
施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音振動の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。																													
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な騒音を抑制できる。	他の環境への影響はない。																													

項目	廃棄物搬入車両の運行による騒音の影響に係る予測評価		2/2												
騒音	事後調査	騒音レベルの監視を要するため、供用後における道路交通騒音について、事後調査を行う。													
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 360 363 461">調査を行うこととした理由</td> <td data-bbox="363 360 1353 461">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 461 363 495">調査項目</td> <td data-bbox="363 461 1353 495">等価騒音レベル、時間率騒音レベル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 495 363 595">調査期間</td> <td data-bbox="363 495 1353 595">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 595 363 629">調査地点</td> <td data-bbox="363 595 1353 629">廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 629 363 663">調査方法</td> <td data-bbox="363 629 1353 663">JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 663 363 696">目安とする基準</td> <td data-bbox="363 663 1353 696">騒音に係る環境基準（道路に面する区域）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 696 363 759">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td data-bbox="363 696 1353 759">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。	調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）	調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法	目安とする基準	騒音に係る環境基準（道路に面する区域）	基準を上回った場合の対応の方針
調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、騒音レベルの事後調査を実施する。														
調査項目	等価騒音レベル、時間率騒音レベル														
調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）														
調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）														
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定手法」に定める方法														
目安とする基準	騒音に係る環境基準（道路に面する区域）														
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。														
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による騒音の影響については、環境影響の回避・低減のため、収集運搬工程管理、廃棄物搬入車両の通行時間の調整、施設内車両の安全通行、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る騒音影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による騒音について、環境基準との整合を確認した。道路敷地境界における予測騒音レベルは、地点aでは67デシベルと環境基準を超過しているが、廃棄物搬入車両による現況の騒音レベルからの増加量は1デシベル未満となっていることから、廃棄物搬入車両による騒音の影響は小さいと考えられる。 また、地点b～地点dでは、予測騒音レベルが63～70デシベルであり、参考基準値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>													

表 9.1-3 環境影響評価結果の概要（振動）

項目	現況調査	1/1																																																													
振動	<p>①環境振動 環境振動の振動レベル（L₁₀）は、全ての地点で人の感覚閾値である55デシベル以下であった。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査日</th> <th style="text-align: center;">調査地点</th> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">L₁₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">平日</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">焼却施設</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 1</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 2</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">粗大・リサイクル施設等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 3</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 4</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 5</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">44</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">休日</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">焼却施設</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 1</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 2</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">粗大・リサイクル施設等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 3</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 4</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 5</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 基準時間帯平均は、算術平均により算出した。 注) 2. 昼間は8時～19時、夜間は19時～翌8時を示す。 注) 3. 測定下限値は30デシベルとし、30デシベル未満の値は参考値とする。 注) 4. 調査地点は、p371、図7.3-1を参照。</p>		調査日	調査地点	時間区分	L ₁₀	平日	焼却施設	地点 1	昼間	31	夜間	14	地点 2	昼間	27	夜間	20	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	28	夜間	27	地点 4	昼間	33	夜間	32	地点 5	昼間	44	夜間	43	休日	焼却施設	地点 1	昼間	29	夜間	13	地点 2	昼間	25	夜間	15	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	24	夜間	22	地点 4	昼間	30	夜間	27	地点 5	昼間	38	夜間	34	
	調査日	調査地点	時間区分	L ₁₀																																																											
平日	焼却施設	地点 1	昼間	31																																																											
			夜間	14																																																											
		地点 2	昼間	27																																																											
			夜間	20																																																											
	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	28																																																											
			夜間	27																																																											
		地点 4	昼間	33																																																											
			夜間	32																																																											
		地点 5	昼間	44																																																											
			夜間	43																																																											
休日	焼却施設	地点 1	昼間	29																																																											
			夜間	13																																																											
		地点 2	昼間	25																																																											
			夜間	15																																																											
	粗大・リサイクル施設等	地点 3	昼間	24																																																											
			夜間	22																																																											
		地点 4	昼間	30																																																											
			夜間	27																																																											
		地点 5	昼間	38																																																											
			夜間	34																																																											
	<p>①道路交通振動 道路交通振動の振動レベル（L_{Aeq}）は、全ての地点で人の感覚閾値である55デシベル以下であった。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査日</th> <th style="text-align: center;">調査地点</th> <th style="text-align: center;">時間区分</th> <th style="text-align: center;">L₁₀</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">平日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 a 市道 611 号豊田櫛本線</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 b 名阪国道側道</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 c 一般国道 169 号</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 d 県道 51 号線</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">休日</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 a 市道 611 号豊田櫛本線</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 b 名阪国道側道</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 c 一般国道 169 号</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地点 d 県道 51 号線</td> <td style="text-align: center;">昼間</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 基準時間帯平均は、算術平均により算出した。 注) 2. 昼間は8時～19時、夜間は19時～翌8時を示す。 注) 3. 測定下限値は30デシベルとし、30デシベル未満の値は参考値とする。 注) 4. 調査地点は、p372、図7.3-2を参照。</p>		調査日	調査地点	時間区分	L ₁₀	平日	地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	昼間	35	夜間	16	地点 b 名阪国道側道	昼間	39	夜間	38	地点 c 一般国道 169 号	昼間	38	夜間	28	地点 d 県道 51 号線	昼間	42	夜間	30	休日	地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	昼間	33	夜間	14	地点 b 名阪国道側道	昼間	35	夜間	33	地点 c 一般国道 169 号	昼間	33	夜間	26	地点 d 県道 51 号線	昼間	40	夜間	24															
調査日	調査地点	時間区分	L ₁₀																																																												
平日	地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	昼間	35																																																												
		夜間	16																																																												
	地点 b 名阪国道側道	昼間	39																																																												
		夜間	38																																																												
	地点 c 一般国道 169 号	昼間	38																																																												
		夜間	28																																																												
	地点 d 県道 51 号線	昼間	42																																																												
		夜間	30																																																												
休日	地点 a 市道 611 号豊田櫛本線	昼間	33																																																												
		夜間	14																																																												
	地点 b 名阪国道側道	昼間	35																																																												
		夜間	33																																																												
	地点 c 一般国道 169 号	昼間	33																																																												
		夜間	26																																																												
	地点 d 県道 51 号線	昼間	40																																																												
		夜間	24																																																												

項目	工事用車両の運行による振動の影響に係る予測評価 1/1																		
振動	予測結果	<p>予測振動レベルは、地点a及び地点bで37～44デシベルであり、道路交通振動の要請限度を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">予測地点</th> <th style="width: 10%;">時間区分</th> <th style="width: 15%;">現況振動レベル (現地調査結果) (1)</th> <th style="width: 15%;">予測振動レベル (2)</th> <th style="width: 10%;">増加量 (2)－(1)</th> <th style="width: 15%;">基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点a 市道611号豊田櫛本線</td> <td>昼間</td> <td>35</td> <td>36.7</td> <td>1.7</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td>地点b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>39</td> <td>44.4</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 地点aについては、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の第一種区域に指定されており、地点bについては、要請限度は適用されないが、土地利用状況等を考慮して、地点aと同様に第一種区域の要請限度を参照のうえ参考基準値を設定した。</p> <p>※2. 昼間は8時～19時を示す。</p> <p>※3. 予測地点は、p372、図7.3-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>	予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}	地点a 市道611号豊田櫛本線	昼間	35	36.7	1.7	65	地点b 名阪国道側道	昼間	39	44.4	5.4
	予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2)－(1)	基準値 ^{※1}													
地点a 市道611号豊田櫛本線	昼間	35	36.7	1.7	65														
地点b 名阪国道側道	昼間	39	44.4	5.4															
環境保全措置	環境保全措置	<p>本事業では、工事用車両による道路交通振動の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 35%;">環境保全措置の内容</th> <th style="width: 25%;">環境保全措置の効果</th> <th style="width: 25%;">他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事工程管理</td> <td>・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事車両の通行時間の調整</td> <td>・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>不要な振動を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な振動を抑制できる。	他の環境への影響はない。	
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																
工事工程管理	・工事用車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																
工事車両の通行時間の調整	・工事用車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な振動を抑制できる。	他の環境への影響はない。																
事後調査	事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>																	
評価	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行による振動の影響については、環境影響の回避・低減のため、工事工程管理、工事車両の通行時間の調整、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る騒音影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 工事用車両の運行による振動について、道路交通振動の要請限度との整合を確認した。道路敷地境界における予測振動レベルは、地点a及び地点bで37～44デシベルであり、道路交通振動の要請限度を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																	

項目	切土工等及び建設機械の稼働による振動の影響に係る予測評価 1/1														
振動	予測結果	<p>敷地境界における振動レベルの最大値は、焼却施設で56デシベル、粗大・リサイクル施設等で56デシベルであり、規制基準を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>敷地境界の最大レベル</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>56</td> <td rowspan="2">75 以下</td> </tr> <tr> <td>粗大・リサイクル施設等</td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 規制基準：特定建設作業における振動の基準 注) 2. 敷地境界の振動レベル最大地点は、p389～p390、図7.3-8及び図7.3-9を参照。</p>		施設	敷地境界の最大レベル	規制基準	焼却施設	56	75 以下	粗大・リサイクル施設等	56				
	施設	敷地境界の最大レベル	規制基準												
焼却施設	56	75 以下													
粗大・リサイクル施設等	56														
環境保全措置	事後調査	<p>本事業では、建設機械の稼働による振動の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低振動型機械の使用</td> <td>・建設機械は、低振動型の建設機械を使用する。</td> <td>建設機械の振動を低減できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>工事・施工工程の管理</td> <td>・発生振動が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。</td> <td>建設機械の使用の集中が避けられる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	低振動型機械の使用	・建設機械は、低振動型の建設機械を使用する。	建設機械の振動を低減できる。	他の環境への影響はない。	工事・施工工程の管理	・発生振動が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	建設機械の使用の集中が避けられる。	他の環境への影響はない。
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響												
低振動型機械の使用	・建設機械は、低振動型の建設機械を使用する。	建設機械の振動を低減できる。	他の環境への影響はない。												
工事・施工工程の管理	・発生振動が極力小さくなる施工方法や手順を十分に検討する。 ・建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	建設機械の使用の集中が避けられる。	他の環境への影響はない。												
評価	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがなく、また、工事中の一時的な影響であることから、事後調査は実施しないこととした。</p> <p>①回避又は低減に係る評価 切土工等及び建設機械の稼働に伴う振動の影響については、環境影響の回避・低減のため、低振動型機械の使用、工事・施工工程の管理といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る振動ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 建設機械稼働による振動レベルの予測結果の最大値は、焼却施設で56デシベル、粗大・リサイクル施設等で56デシベルと予測され、整合を図るべき基準を満足するものと評価する。</p>														

項目	施設の稼働による振動の影響に係る予測評価		1/2																				
振動	予測結果	<p>敷地境界における騒音レベルの最大値は、焼却施設の北側において53デシベル、粗大・リサイクル施設では東側において60デシベルであり、規制基準値を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="376 394 1342 629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th rowspan="2">地点</th> <th rowspan="2">予測結果</th> <th colspan="2">規制基準 (第一種区域)</th> </tr> <tr> <th>昼間 8～19時</th> <th>夜間 19時～翌8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設</td> <td>最大地点</td> <td>53</td> <td>60 以下</td> <td>55 以下</td> </tr> <tr> <td>粗大・リサイクル施設等</td> <td>最大地点</td> <td>60</td> <td>60 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 規制基準：特定工場等において発生する振動の規制基準 注) 2. 敷地境界の振動レベル最大地点は、p397～p398、図7.3-11及び図7.3-12を参照。</p>		施設	地点	予測結果	規制基準 (第一種区域)		昼間 8～19時	夜間 19時～翌8時	焼却施設	最大地点	53	60 以下	55 以下	粗大・リサイクル施設等	最大地点	60	60 以下	—			
	施設	地点	予測結果				規制基準 (第一種区域)																
昼間 8～19時				夜間 19時～翌8時																			
焼却施設	最大地点	53	60 以下	55 以下																			
粗大・リサイクル施設等	最大地点	60	60 以下	—																			
環境保全措置		<p>本事業では、施設の稼働による振動の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="328 786 1390 1402"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備機器の振動漏洩防止</td> <td>・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。</td> <td>建屋内に設備類を配置することで、振動を低減できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>低振動型機器の採用</td> <td>・設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。</td> <td>低振動型機器の採用することで、振動を低減できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>施設内車両の安全通行</td> <td>・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。</td> <td>構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音の影響を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>苦情対応</td> <td>・振動に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより振動の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。</td> <td>苦情内容を適切に聞き取ることにより、振動に関する適切な対策を選択することができ、問題を解決しやすい。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	設備機器の振動漏洩防止	・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。	建屋内に設備類を配置することで、振動を低減できる。	他の環境への影響はない。	低振動型機器の採用	・設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。	低振動型機器の採用することで、振動を低減できる。	他の環境への影響はない。	施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。	苦情対応	・振動に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより振動の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。	苦情内容を適切に聞き取ることにより、振動に関する適切な対策を選択することができ、問題を解決しやすい。	他の環境への影響はない。
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																				
設備機器の振動漏洩防止	・設備機器類は建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。	建屋内に設備類を配置することで、振動を低減できる。	他の環境への影響はない。																				
低振動型機器の採用	・設備機器類は、低振動型機器の採用に努める。	低振動型機器の採用することで、振動を低減できる。	他の環境への影響はない。																				
施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への騒音の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。																				
苦情対応	・振動に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより振動の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。	苦情内容を適切に聞き取ることにより、振動に関する適切な対策を選択することができ、問題を解決しやすい。	他の環境への影響はない。																				

項目	施設の稼働による振動の影響に係る予測評価 2/2																		
振動	事後調査	<p>振動レベルの監視を要するため、供用後における敷地境界の振動について、事後調査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="325 360 1394 824"> <tr> <td data-bbox="325 360 651 495">調査を行うこととした理由</td> <td data-bbox="655 360 1394 495">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、振動レベルの事後調査を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 501 405 725" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="410 501 651 535">調査項目</td> <td data-bbox="655 501 1394 535">時間率振動レベル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 542 651 624">調査期間</td> <td data-bbox="655 542 1394 624">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 631 651 665">調査地点</td> <td data-bbox="655 631 1394 665">対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="410 672 651 725">調査方法</td> <td data-bbox="655 672 1394 725">JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 732 651 766">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="655 732 1394 766">振動規制法の規制値（第一種区域）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 772 651 824">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="655 772 1394 824">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、振動レベルの事後調査を実施する。	調査内容	調査項目	時間率振動レベル	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法	目安とする基準	振動規制法の規制値（第一種区域）		基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	
		調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、処理方式及び設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性があるとともに、地元住民の関心が高いため、振動レベルの事後調査を実施する。																
調査内容	調査項目	時間率振動レベル																	
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）																	
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）																	
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法																	
目安とする基準	振動規制法の規制値（第一種区域）																		
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																		
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 施設の稼働による振動への影響については、環境影響の回避・低減のため、設備機器の振動漏洩防止、低振動型機器の採用、施設内車両の安全通行、苦情対応といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る振動ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 施設の稼働による振動レベルの予測結果の最大値は、焼却施設で53デシベル、粗大・リサイクル施設で60デシベルと予測され、整合を図るべき基準を達成するものと評価する。</p>																		

項目	廃棄物搬入車両の運行による振動の影響に係る予測評価					1/2																											
振動	予測結果	<p>予測騒音レベルは、地点a～地点dで37～43デシベルであり、道路交通振動の要請限度を下回るものと予測する。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p> <table border="1" data-bbox="320 383 1394 719"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>時間区分</th> <th>現況振動レベル (現地調査結果) (1)</th> <th>予測振動レベル (2)</th> <th>増加量 (2) - (1)</th> <th>基準値^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点a 市道611号豊田櫟本線</td> <td>昼間</td> <td>35</td> <td>36.6</td> <td>1.6</td> <td rowspan="4">65</td> </tr> <tr> <td>地点b 名阪国道側道</td> <td>昼間</td> <td>39</td> <td>42.9</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>地点c 一般国道169号</td> <td>昼間</td> <td>38</td> <td>38.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>地点d 県道51号線</td> <td>昼間</td> <td>42</td> <td>42.1</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 地点a及び地点cについては、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度の第一種区域に指定されており、地点b及び地点dについては、要請限度は適用されないが、土地利用状況等を考慮して、地点aと同様に第一種区域の要請限度を参照のうえ参考基準値を設定した。</p> <p>※2. 昼間は8時～19時を示す。</p> <p>※3. 予測地点は、p372、図7.3-2を参照（予測地点は調査地点と同一）。</p>					予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 ^{※1}	地点a 市道611号豊田櫟本線	昼間	35	36.6	1.6	65	地点b 名阪国道側道	昼間	39	42.9	3.9	地点c 一般国道169号	昼間	38	38.0	0.0	地点d 県道51号線	昼間	42	42.1	0.1
	予測地点	時間区分	現況振動レベル (現地調査結果) (1)	予測振動レベル (2)	増加量 (2) - (1)	基準値 ^{※1}																											
地点a 市道611号豊田櫟本線	昼間	35	36.6	1.6	65																												
地点b 名阪国道側道	昼間	39	42.9	3.9																													
地点c 一般国道169号	昼間	38	38.0	0.0																													
地点d 県道51号線	昼間	42	42.1	0.1																													
環境保全措置	<p>本事業では、廃棄物搬入車両による道路交通振動の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="312 1003 1402 1525"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集運搬工程管理</td> <td>・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。</td> <td>対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物搬入車両の通行時間の調整</td> <td>・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。</td> <td>周辺道路の渋滞等を防止できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>施設内車両の安全通行</td> <td>・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。</td> <td>構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への振動の影響を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>エコドライブ</td> <td>・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。</td> <td>不要な振動を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>					項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。	廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。	施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への振動の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。	エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な振動を抑制できる。	他の環境への影響はない。								
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																														
収集運搬工程管理	・廃棄物搬入車両が集中しないように工程等の管理や配車の計画を行う。	対象事業実施区域周辺に車両が集中しないようにできる。	他の環境への影響はない。																														
廃棄物搬入車両の通行時間の調整	・廃棄物搬入車両の通行は、一般車両の多い通勤時間帯などを避けるように努める。	周辺道路の渋滞等を防止できる。	他の環境への影響はない。																														
施設内車両の安全通行	・施設内を通行する車両は、構内の制限速度を遵守する。	構内での適切な速度での走行に努めることで、周辺民家への振動の影響を抑制できる。	他の環境への影響はない。																														
エコドライブ	・不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。	不要な振動を抑制できる。	他の環境への影響はない。																														

項目	廃棄物搬入車両の運行による振動の影響に係る予測評価 2/2																			
振動	事後調査	<p>振動レベルの監視を要するため、供用後における道路交通振動について、事後調査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 360 1390 792"> <tr> <td data-bbox="327 360 651 461">調査を行うこととした理由</td> <td data-bbox="651 360 1390 461">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 461 406 692" rowspan="3">調査内容</td> <td data-bbox="406 461 651 499">調査項目</td> <td data-bbox="651 461 1390 499">時間率振動レベル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 499 651 591">調査期間</td> <td data-bbox="651 499 1390 591">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 591 651 629">調査地点</td> <td data-bbox="651 591 1390 629">廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 629 651 692"></td> <td data-bbox="406 629 651 692">調査方法</td> <td data-bbox="651 629 1390 692">JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 692 651 730">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="651 692 1390 730">振動規制法の規制値（要請限度）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 730 651 792">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="651 730 1390 792">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。	調査内容	調査項目	時間率振動レベル	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）		調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法	目安とする基準	振動規制法の規制値（要請限度）		基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。	
		調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、振動レベルの監視を要する。																	
調査内容	調査項目	時間率振動レベル																		
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）																		
	調査地点	廃棄物搬入車両の走行道路沿道4地点（地点a～地点d）																		
	調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定手法」及び「振動規制法施行規則」（最終改正：平成27年4月20日、環境省令第19号）に定める方法																		
目安とする基準	振動規制法の規制値（要請限度）																			
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																			
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による振動の影響については、環境影響の回避・低減のため、収集運搬工程管理、廃棄物搬入車両の通行時間の調整、施設内車両の安全通行、エコドライブといった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る振動影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 廃棄物搬入車両の運行による振動について、環境基準との整合を確認した。道路敷地境界における予測振動レベルは、地点a～地点dで37～43デシベルであり、道路交通振動の要請限度を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																			

表 9.1-4 環境影響評価結果の概要（低周波音）

項目	現況調査 1/1						
低周波音	<p>①低周波音 現在、対象事業実施区域内は更地であり、低周波音の発生源となるようなものは存在していない。 各調査地点の低周波音圧レベルのエネルギー平均は、低周波音圧レベル（平坦特性）が67～81デシベル、G特性音圧レベルが66～80デシベルである。また、最大値は、低周波音圧レベル（平坦特性）が86～108デシベル、G特性音圧レベルが88～100デシベルである。 地点5については、名阪国道及び側道と近接していることもあり、全般に他の地点より音圧レベルが高い傾向となった。</p> <p style="text-align: right;">単位：デシベル</p>						
	平日	焼却施設	地点 1	67	89	69	96
			地点 2	70	92	71	100
	粗大・リサイクル施設等		地点 3	69	86	73	90
			地点 4	71	86	74	91
			地点 5	81	108	80	100
	休日	焼却施設	地点 1	69	98	66	94
			地点 2	73	96	68	93
		粗大・リサイクル施設等	地点 3	68	90	70	88
			地点 4	70	94	71	89
地点 5			78	102	75	97	
<p>注) 1. 表中の数値の平均値は時間帯別の値をエネルギー平均した値であり、最大値は24時間測定最大の値を示す。 注) 2. 調査地点は、p408、図7.4-1を参照。</p>							

①予測手法

低周波音の予測は事業計画に基づく環境配慮事項とともに、本事業の焼却施設と類似した焼却方式となる類似施設の測定事例を基に定性的に予測した。

予測条件として類似施設における調査結果を以下に示す。

類似施設は、千葉県下の焼却方式（ストーカ式）+灰溶融方式のA工場及び東京都23区内の焼却方式（流動床式）のB工場とした。

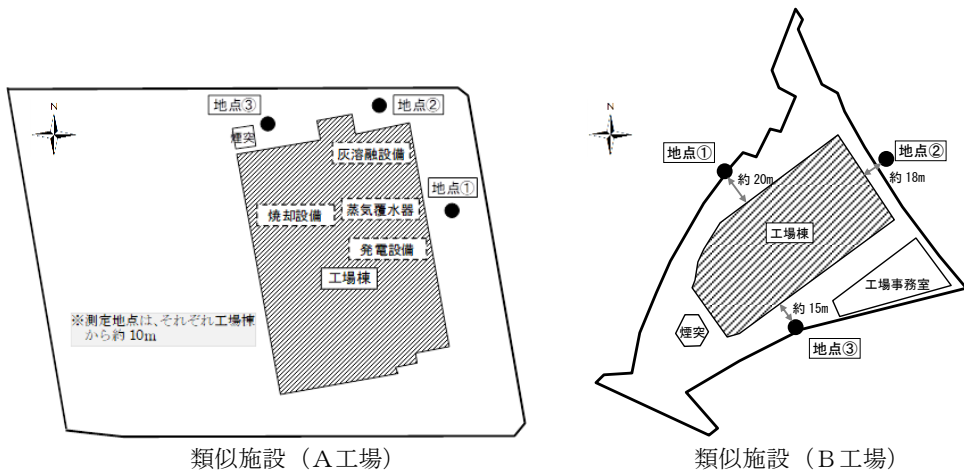
項目	本事業の焼却施設	類似施設（A工場）	類似施設（B工場）
規模	処理能力：284t/日	処理能力：405t/日	処理能力：400t/日
処理方式	焼却方式 (ストーカ式もしくは流動床式)	焼却方式（ストーカ式） +灰溶融方式	焼却方式（流動床式）

単位：デシベル

調査地点		低周波音圧レベル (平坦特性)	G特性音圧レベル
類似施設 (A工場)	地点①	78	78
	地点②	77	75
	地点③	81	79
類似施設 (B工場)	地点①	77	78
	地点②	74	79
	地点③	75	77

低周波音

予測結果



②予測結果

本事業の焼却施設から敷地境界までの距離は20m以上あるため、類似施設から20m以内の地点における調査結果を対象事業実施区域の敷地境界における予測結果とした。

G特性音圧レベルの予測結果は75～79デシベルとなり、「低周波音問題対応の手引書」における心身に係る苦情に関する参照値92デシベルを下回っている。

単位：デシベル

調査地点	G特性音圧レベル	
	予測結果	心身に係る苦情に関する参照値
敷地境界	79	92

注) 参照値は「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月22日 環境省)に示されている、苦情等に対して低周波音によるものかを判断するための目安である。

本事業では、ごみ処理施設の稼働による低周波音の影響を低減するため、下表に示す措置を講じる計画である。

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
低騒音・低振動型機器の採用	・設備機器類は、低騒音・低振動型機器の採用に努め、低周波音の発生強度を極力低減する。	低騒音・低振動型機器の採用することで、低周波音を発生抑制できる。	他の環境への影響はない。
低周波音の遮音対策	・低周波音の発生源となる送風機、発電機、タービン、破砕機、振動コンベアなどについては、建屋内への配置を基本とし、開口部は極力閉じた状態で稼働する。	建屋内に設備類を配置し、開口部を可能な限り閉鎖することで、低周波音を低減できる。	他の環境への影響はない。
整備・点検	・設備機器の整備、点検を徹底する。	整備不良、劣化等による低周波音の発生を抑制できる。	他の環境への影響はない。
苦情対応	・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。	苦情内容を適切に聞き取りることにより、騒音・振動・低周波音のいずれの問題か判断でき、適切な対策を選択することにより問題を解決しやすい。	他の環境への影響はない。

環境保全措置

低周波音

低周波音圧レベルの監視を要するため、供用後における敷地境界の低周波音について、事後調査を行う。

調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、設備機器の内容が未定であり予測条件に不確実性がある。また、民家が敷地に近接するとともに、地元住民の関心が高いため、低周波音圧レベルの監視を要する。
調査内容	調査項目	低周波音圧レベル（平坦特性、G特性）
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平日に1回（24時間）
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）
	調査方法	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境省）に定める方法
目安とする基準		心身に係る苦情に関する参照値
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。

事後調査

評価

- ①回避又は低減に係る評価
 本事業では、低騒音・低振動型機器の採用、発生源となる機器の建屋内配置、設備機器の整備・点検の徹底、万一の苦情発生時の聞き取り・対策検討を行う方針であり、事業者の実行可能な範囲内のできる限り低減されているものと評価する。
- ②基準又は目標との整合性に係る評価
 施設の稼働に伴う低周波音の予測結果は、計画施設において整合を図るべき基準（心身に係る苦情に関する参照値）を満足するため、環境保全施策に基づく基準または目標との整合が図られているものと評価する。

表 9.1-5 環境影響評価結果の概要（悪臭）

項目		現況調査							1/1	
①悪臭 全ての地点で特定悪臭物質濃度は規制基準を下回り、臭気指数は10未満であった。										
項目	単位	調査結果					規制基準			
		地点1 焼却施設 建設区域 北端	地点2 焼却施設 建設区域 南端	地点3 粗大・リサイ クル施設 北端	地点4 粗大・リサイ クル施設 西端	地点5 粗大・リサイ クル施設 南端	一般地域 (地点1、 地点2)	順応 地域 (地点3、 地点4 地点5)		
採取時刻	-	8:48-9:08	9:19-9:38	10:41-11:03	11:19-11:38	10:04-10:23	-	-		
天候	-	晴	晴	晴	晴	晴	-	-		
風向	-	静穏	静穏	南	北東	南	-	-		
風速	m/秒	0.3m/s 未満	0.3m/s 未満	0.4	0.8	0.4	-	-		
気温	℃	39.7	35.0	37.7	39	38.3	-	-		
湿度	%	40	41	40	37	31	-	-		
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	1	2	
	メチルメルカプタン	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.002	0.004	
	硫化水素	ppm	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0008 未満	0.0008 未満	0.02	0.06	
	硫化メチル	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.01	0.05	
	二硫化メチル	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.009	0.03	
	トリメチルアミン	ppm	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.005	0.02	
	アセトアルデヒド	ppm	0.0041	0.0036	0.0074	0.0083	0.0044	0.05	0.1	
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.0005	0.0004	0.0005	0.0005	0.0007	0.05	0.1	
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0003	0.0002	0.0003	0.009	0.03	
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.02	0.07	
	ノルマルペンタールアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003	0.0004	0.0004	0.009	0.02	
	イソペンタールアルデヒド	ppm	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003	0.006	
	イソブタノール	ppm	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.9	4	
	酢酸エチル	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	3	7	
	メチルイソブチルケトン	ppm	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	1	3	
	トルエン	ppm	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	0.009 未満	10	30	
	スチレン	ppm	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.4	0.8	
	キシレン	ppm	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	1	2	
	プロピオン酸	ppm	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.03	0.07	
	ノルマル酪酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001	0.002	
ノルマル吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	ppm	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001	0.004		
臭気濃度	-	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	-	-		
臭気指数	-	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	-	-		
臭質	-	なし	なし	なし	微かに柑橘系 のにおい	微かに草の ようなにおい	-	-		

注) 調査地点は、p415、図7.5-1を参照。

項目	施設の稼働による悪臭の影響に係る予測評価			1/2																	
予測結果	<p>①施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭 本事業の計画では、焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働により、悪臭の発生が考えられる。このため、悪臭を防止するため、悪臭防止対策を講じる計画である。また、同様の対策を実施している類似施設の臭気指数の調査結果は全て10未満であったことから、上記のとおり適切な悪臭防止対策を施すことにより、本事業の施設の稼働による悪臭は、臭気指数で10未満となると予測する。</p> <p>②施設の稼働（煙突排出ガス）により発生する悪臭 すべてのケースで臭気指数は10未満と予測する。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測ケース</th> <th>臭気指数</th> <th>風下距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気安定度不安定時</td> <td>10未満</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>上層気温逆転時</td> <td>10未満</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>接地逆転層崩壊時</td> <td>10未満</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>ダウンウォッシュ時</td> <td>10未満</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>ダウンドラフト時</td> <td>10未満</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>				予測ケース	臭気指数	風下距離 (m)	大気安定度不安定時	10未満	590	上層気温逆転時	10未満	600	接地逆転層崩壊時	10未満	740	ダウンウォッシュ時	10未満	660	ダウンドラフト時	10未満
予測ケース	臭気指数	風下距離 (m)																			
大気安定度不安定時	10未満	590																			
上層気温逆転時	10未満	600																			
接地逆転層崩壊時	10未満	740																			
ダウンウォッシュ時	10未満	660																			
ダウンドラフト時	10未満	270																			
悪臭 環境保全措置	<p>本事業では、施設の稼働による悪臭の影響を低減するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪臭の漏洩防止</td> <td> <焼却施設> ・ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が外部に拡散しない構造とする。 ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として炉内に送風し、高温酸化処理を行う。 ・休炉時に対応するための脱臭装置を設置し、休炉時においてもごみピット内の臭気を外部に拡散させないこととする。 <粗大・リサイクル施設> ・貯留ヤードには消臭剤を噴霧可能な装置を設けるなどの悪臭対策を講じる。 ・脱臭設備を整備し、粗大・リサイクル施設内の臭気を外部に拡散させないこととする。 </td> <td>悪臭の漏洩の低減ができる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>悪臭の発生防止</td> <td> <焼却施設> ・可燃ごみのごみ収集車両は汚水等の漏れがないよう密閉構造とする。 <粗大・リサイクル施設> ・資源ごみは水洗いをして集積所に出すよう構成市町村に要請する。 </td> <td>悪臭の発生の低減ができる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	悪臭の漏洩防止	<焼却施設> ・ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が外部に拡散しない構造とする。 ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として炉内に送風し、高温酸化処理を行う。 ・休炉時に対応するための脱臭装置を設置し、休炉時においてもごみピット内の臭気を外部に拡散させないこととする。 <粗大・リサイクル施設> ・貯留ヤードには消臭剤を噴霧可能な装置を設けるなどの悪臭対策を講じる。 ・脱臭設備を整備し、粗大・リサイクル施設内の臭気を外部に拡散させないこととする。	悪臭の漏洩の低減ができる。	他の環境への影響はない。	悪臭の発生防止	<焼却施設> ・可燃ごみのごみ収集車両は汚水等の漏れがないよう密閉構造とする。 <粗大・リサイクル施設> ・資源ごみは水洗いをして集積所に出すよう構成市町村に要請する。	悪臭の発生の低減ができる。	他の環境への影響はない。					
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響																		
悪臭の漏洩防止	<焼却施設> ・ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が外部に拡散しない構造とする。 ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として炉内に送風し、高温酸化処理を行う。 ・休炉時に対応するための脱臭装置を設置し、休炉時においてもごみピット内の臭気を外部に拡散させないこととする。 <粗大・リサイクル施設> ・貯留ヤードには消臭剤を噴霧可能な装置を設けるなどの悪臭対策を講じる。 ・脱臭設備を整備し、粗大・リサイクル施設内の臭気を外部に拡散させないこととする。	悪臭の漏洩の低減ができる。	他の環境への影響はない。																		
悪臭の発生防止	<焼却施設> ・可燃ごみのごみ収集車両は汚水等の漏れがないよう密閉構造とする。 <粗大・リサイクル施設> ・資源ごみは水洗いをして集積所に出すよう構成市町村に要請する。	悪臭の発生の低減ができる。	他の環境への影響はない。																		

項目	施設の稼働による悪臭の影響に係る予測評価 2/2																			
悪臭	事後調査	<p>悪臭の監視を要するため、供用後における敷地境界の悪臭について、事後調査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="327 342 1385 835"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 342 654 477">調査を行うこととした理由</td> <td data-bbox="654 342 1385 477">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接する粗大・リサイクル施設では活性炭フィルターによる対策効果を確認する。また、地元住民の関心が高いため、悪臭の監視を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 477 406 734" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="406 477 654 510">調査項目</td> <td data-bbox="654 477 1385 510">特定悪臭物質濃度、臭気指数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 510 654 611">調査期間</td> <td data-bbox="654 510 1385 611">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1季（夏季）に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 611 654 645">調査地点</td> <td data-bbox="654 611 1385 645">対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 645 654 734">調査方法</td> <td data-bbox="654 645 1385 734">悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 734 654 768">目安とする基準</td> <td data-bbox="654 734 1385 768">悪臭防止法の規制値（特定悪臭物質濃度）、臭気指数（10未満）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="327 768 654 835">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td data-bbox="654 768 1385 835">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接する粗大・リサイクル施設では活性炭フィルターによる対策効果を確認する。また、地元住民の関心が高いため、悪臭の監視を要する。	調査内容	調査項目	特定悪臭物質濃度、臭気指数	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1季（夏季）に1回	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）	調査方法	悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法	目安とする基準		悪臭防止法の規制値（特定悪臭物質濃度）、臭気指数（10未満）	基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
		調査を行うこととした理由		当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、民家が敷地に近接する粗大・リサイクル施設では活性炭フィルターによる対策効果を確認する。また、地元住民の関心が高いため、悪臭の監視を要する。																
調査内容	調査項目	特定悪臭物質濃度、臭気指数																		
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 1季（夏季）に1回																		
	調査地点	対象事業実施区域境界5地点（地点1～地点5）																		
	調査方法	悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定手法」（平成12年3月28日改定、環境庁告示17号）及び「嗅覚測定マニュアル」（平成14年12月、環境省）に定める方法																		
目安とする基準		悪臭防止法の規制値（特定悪臭物質濃度）、臭気指数（10未満）																		
基準を上回った場合の対応の方針		必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																		
	評価	<p>①回避又は低減に係る評価 施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭の影響については、悪臭の漏洩防止、悪臭の発生防止といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る悪臭の影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 施設に搬入・貯留される廃棄物による悪臭の影響については、悪臭の漏洩防止、悪臭の発生防止といった措置を講じることにより臭気指数が10未満、施設の稼働（煙突排出ガス）による悪臭の影響については、臭気指数が10未満となり、参考値を下回るものと予測する。このため、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>																		

表 9.1-6 環境影響評価結果の概要（水質）

項目	現況調査 1/1
水質	<p>①水質（平水時） 対象事業実施区域の上下流に位置する高瀬川と檜川では、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はなされていないが、下流で合流する大和川水系の佐保川（C類型指定）を参考基準とした。</p> <p>【生活環境項目】 水素イオン濃度（pH）は、夏季に地点Ⅳ（櫟本大池）で9.2、地点Ⅷ（檜川下流）で9.4、秋季に地点Ⅳ（櫟本大池）で9.2であり、佐保川の環境基準及び湖沼の環境基準（6.5以上8.5以下）を超過した。 化学的酸素要求量（COD）は、地点Ⅲから地点Ⅵのため池の調査地点では、春季から冬季にかけて、湖沼の環境基準（5mg/L以下）を超過した地点が多かった。 溶存酸素（DO）は、秋季に地点Ⅴ（原谷池）で4.6mg/Lであり、湖沼の環境基準（5mg/L以上）を下回った。 全窒素は、秋季に地点Ⅲ（上三ツ池）で1.5mg/L、冬季に同地点で1.4mg/Lであり、湖沼の環境基準（1mg/L以下）を超過した。 全りんは、秋季に地点Ⅲ（上三ツ池）で0.32mg/L、冬季に同地点で0.35mg/Lであり、湖沼の環境基準（0.1mg/L以下）を超過した。 BOD及びSSについては、佐保川の環境基準を下回った。</p> <p>【健康項目、ダイオキシン類】 健康項目及びダイオキシン類は、全ての項目、全ての地点で夏季、冬季ともに環境基準を満足した。</p> <p>②水質（降雨時） 7月6日の1回目の調査では、調査開始から終了までの時間最大雨量は4時の25.0mmであった。 7月29日の2日目の調査では、調査開始から終了までの時間最大雨量は3時の30.0mmであった。 1回目の調査では、高瀬川の上下流で0時から6時の降雨（時間最大降雨量25.0mm/時）により、SSがピーク時に最大で540mg/Lとなった。 2回目の調査でも同様に、高瀬川の上下流で1時から6時の降雨（時間最大降雨量30.0mm/時）により、河川流量が多くなり、SSはピーク時に5100mg/Lであった。</p> <p>③水質（底質） 全ての地点、全調査項目で環境基準または土壤汚染対策法の基準値を達成した。</p> <p>注）調査地点は、p425、図7.6-1を参照。</p>

予測結果

下流河川における濁水の合流後のSS濃度は、いずれも現況水質を下回るものと予測された。

焼却施設+粗大・リサイクル施設⇒地点Ⅱ（高瀬川）

ケース	降雨強度	沈砂設備出口				地点Ⅱの現況水質		地点Ⅱの予測結果	
		焼却施設		粗大・リサイクル施設		現況流量 Qi	現況水質 Ci	合流後流量 Qz+Qi	合流後濃度 C
		濁水発生量 Qz	SS流出濃度 Cz	濁水発生量 Qz	SS流出濃度 Cz				
		m3/h	mg/L	m3/h	mg/L	m3/h	mg/L	m3/h	mg/L
1	3mm/h	2	22	9	60	2,016	61	2,027	61
2	20mm/h	15	50	62	137	14,400	420	14,476	418
3	30mm/h	22	60	93	164	10,188	3,300	10,303	3,265
4	58mm/h	43	80	179	220	10,188	3,300	10,410	3,234

焼却施設⇒地点Ⅷ（檜川）

ケース	降雨強度	沈砂設備出口		地点Ⅷの現況水質		地点Ⅷの予測結果	
		濁水発生量 Qz	SS流出濃度 Cz	現況流量 Qi	現況水質 Ci	合流後流量 Qz+Qi	合流後濃度 C
		m3/h	mg/L				
1	3mm/h	2	22	144	45	146	45
2	20mm/h	15	50	23,400	51	23,415	51
3	30mm/h	22	60	11,664	460	11,686	459
4	58mm/h	43	80	11,664	460	11,707	459

注) 予測地点は、p425、図7.6-1を参照（予測地点は調査地点と同一）。

水質

環境保全措置

本事業では、切土等の工事による水の濁りの影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
沈砂設備の設置	・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。	濁水の発生抑制ができる。	他の環境への影響はない。
濁度及びpHの測定	・沈砂設備からの放流時に濁度及び水素イオン濃度（pH）を測定し、問題ないことを確認する。	濁度及びpHの安全な放流ができる。	他の環境への影響はない。
沈砂設備の堆砂除去	・堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂設備の堆砂を除去する。	沈砂設備の堆砂容量が確保できる。	他の環境への影響はない。
工事計画の検討	・工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制する。	一時的な裸地化の抑制ができる。	他の環境への影響はない。
台風、集中豪雨時の対応	・台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に沈砂設備に集水できるような対応を講じる。	濁水の発生抑制ができる。	他の環境への影響はない。

調査後

予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、降雨時の水の濁りの影響について事後調査は実施しないこととした。

評価

切土等の工事に伴う水の濁りの影響については、環境影響の回避・低減のため、調整池の設置、濁度及びpHの測定、沈砂池の堆砂除去、工事計画の検討、仮側溝や仮沈砂池の設置といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る水の濁りの影響ができる限り低減されているものと評価する。

降雨時における濁水に係る基準は定められていないことから、目標は現況の濃度（現地調査結果におけるSS）とした。沈砂設備は十分な容量で計画し、濁水の滞留時間を確保していることから、沈砂設備からのSS流出濃度は22～220mg/Lと現況河川のSSを下回る結果となっている。沈砂設備からの濁水が流入する高瀬側及び檜川におけるSSは、現況45～3,300mg/Lに対して予測結果は45～3,265mg/Lであり、現況を下回る濃度となっている。このため、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

項目	雨水の排水による水の濁りの影響に係る予測評価 1/2																	
予測結果	<p>本事業の計画では、対象事業実施区域に降る雨水が高瀬川及び檜川に流入することにより、雨水の排水による水の濁りの発生が考えられる。このため、雨水等による濁水の抑制を兼ねて、大和川流域防災調整池等技術基準等に基づき適正な貯留量を有する調整池を設置して、雨水を貯留し、排水量の調整を行った後、檜川及び高瀬川に放流する計画である。</p> <p>また、焼却施設の工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用し、再利用後の余剰分及びその他の雨水は、調整池で排水量の調整を行った後、公共用水域へ放流する計画である。</p> <p>以上のとおりの適切な濁水防止対策を施すことにより、本事業の雨水の排水による水の濁りによる影響は小さいものと予測する。</p>																	
水質	環境保全措置	<p>本事業では、雨水の排水による水の濁りの影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="355 703 1361 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整池の設置</td> <td>・大和川流域防災調整池等技術基準等に基づき適正な貯留量を有する調整池を設置して、雨水を貯留し、排水量の調整を行った後、放流する。</td> <td>濁水の発生抑制ができる</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>雨水の再利用 (焼却施設)</td> <td>・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。</td> <td>雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>排水量の調整</td> <td>・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。</td> <td>雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	調整池の設置	・大和川流域防災調整池等技術基準等に基づき適正な貯留量を有する調整池を設置して、雨水を貯留し、排水量の調整を行った後、放流する。	濁水の発生抑制ができる	他の環境への影響はない。	雨水の再利用 (焼却施設)	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	他の環境への影響はない。	排水量の調整	・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	他の環境への影響はない。
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響															
調整池の設置	・大和川流域防災調整池等技術基準等に基づき適正な貯留量を有する調整池を設置して、雨水を貯留し、排水量の調整を行った後、放流する。	濁水の発生抑制ができる	他の環境への影響はない。															
雨水の再利用 (焼却施設)	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	他の環境への影響はない。															
排水量の調整	・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	他の環境への影響はない。															

項目	雨水の排水による水の濁りの影響に係る予測評価		2/2																		
水質	事後調査	<p>水質及び底質の監視を要するため、供用後における下流河川の水質及び下流のため池の底質について、事後調査を行う。</p>																			
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 392 386 459">調査を行うこととした理由</td> <td colspan="2" data-bbox="386 392 1348 459">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、水質の監視を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 459 386 817" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="386 459 609 492">調査項目</td> <td data-bbox="609 459 1348 492">生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 492 609 660">調査期間</td> <td data-bbox="609 492 1348 660">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（夏季・冬季）に各1回 流量：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 660 609 728">調査地点</td> <td data-bbox="609 660 1348 728">対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点（地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ、Ⅷ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 728 609 817">調査方法</td> <td data-bbox="609 728 1348 817">「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 817 386 851">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="386 817 1348 851">水質汚濁に係る環境基準等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 851 386 952">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="386 851 1348 952">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、水質の監視を要する。		調査内容	調査項目	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（夏季・冬季）に各1回 流量：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回	調査地点	対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点（地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ、Ⅷ）	調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法	目安とする基準	水質汚濁に係る環境基準等		基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。		
調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、水質の監視を要する。																				
調査内容	調査項目	生活環境項目、健康項目、ダイオキシン類、流量																			
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 生活環境項目：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回 健康項目、ダイオキシン類：2季（夏季・冬季）に各1回 流量：4季（春季・夏季・秋季・冬季）に各1回																			
	調査地点	対象事業実施区域からの雨水が放流される2河川における放流地点前後で計4地点（地点Ⅰ、Ⅱ、Ⅶ、Ⅷ）																			
	調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」等に定める方法																			
目安とする基準	水質汚濁に係る環境基準等																				
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 952 386 1019">調査を行うこととした理由</td> <td colspan="2" data-bbox="386 952 1348 1019">当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、底質の監視を要する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1019 386 1355" rowspan="4">調査内容</td> <td data-bbox="386 1019 609 1052">調査項目</td> <td data-bbox="609 1019 1348 1052">土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1052 609 1153">調査期間</td> <td data-bbox="609 1052 1348 1153">焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平水時1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1153 609 1220">調査地点</td> <td data-bbox="609 1153 1348 1220">対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫛本大池、原谷池、七辻上池）4地点（地点Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1220 609 1355">調査方法</td> <td data-bbox="609 1220 1348 1355">溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1355 386 1388">目安とする基準</td> <td colspan="2" data-bbox="386 1355 1348 1388">水質汚濁に係る環境基準等、土壌汚染対策法の規制値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1388 386 1467">基準を上回った場合の対応の方針</td> <td colspan="2" data-bbox="386 1388 1348 1467">必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。</td> </tr> </table>	調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、底質の監視を要する。		調査内容	調査項目	土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平水時1回	調査地点	対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫛本大池、原谷池、七辻上池）4地点（地点Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）	調査方法	溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法	目安とする基準	水質汚濁に係る環境基準等、土壌汚染対策法の規制値		基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。		
調査を行うこととした理由	当該地域に新たに焼却施設及び粗大・リサイクル施設を設置するにあたり、地元住民の関心が高いため、底質の監視を要する。																				
調査内容	調査項目	土壌汚染環境基準項目、ダイオキシン類																			
	調査期間	焼却施設及び粗大・リサイクル施設の稼働が定常状態になる時期の1年 平水時1回																			
	調査地点	対象事業実施区域の下流のため池（上三ツ池、櫛本大池、原谷池、七辻上池）4地点（地点Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ）																			
	調査方法	溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法 含有量※：「土壌汚染対策法」に定める方法 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法																			
目安とする基準	水質汚濁に係る環境基準等、土壌汚染対策法の規制値																				
基準を上回った場合の対応の方針	必要に応じて追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。																				
評価	<p>①回避又は低減に係る評価</p> <p>雨水の排水による水の濁りの影響については、雨水の再利用、排水量の調整といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る水の濁りの影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>																				

表 9.1-7 環境影響評価結果の概要（地盤・土壌）

項目		現況調査					1/1																																																																																																																																																																																																																																													
地盤・土壌		①土壌汚染 焼却施設（地点1）及び粗大・リサイクル施設等（地点2）の両地点、すべての項目で指定基準を満たしていた。																																																																																																																																																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>地点 1</th> <th>地点 2</th> <th>定量下 限值</th> <th>指定基準</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">第一種特定有害物質</td> <td>クロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0002</td> <td>0.002 以下</td> <td rowspan="13">環境基準</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0004</td> <td>0.004以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.002</td> <td>0.1以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.004</td> <td>0.04以下</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0002</td> <td>0.002以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.002</td> <td>0.02以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0005</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0005</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0006</td> <td>0.006以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.001</td> <td>0.03以下</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">第二種特定有害物質</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.001</td> <td>0.01以下</td> <td rowspan="9">環境基準</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.02</td> <td>ND</td> <td>0.02</td> <td>0.05以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.1</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0005</td> <td>0.0005</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0005</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.002</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.005</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>0.006</td> <td>0.005</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.23</td> <td>0.59</td> <td>0.08</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.05</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第三種特定有害物質</td> <td>シマジン</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0003</td> <td>0.003</td> <td rowspan="5">環境基準</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.002</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0006</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.0005</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>有機りん化合物</td> <td>mg/L</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.1</td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">含有量試験</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>5</td> <td>150 以下</td> <td rowspan="8">土壌汚染対策法の基準値</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>5</td> <td>250以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>1</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>0.1</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>5</td> <td>150以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>150以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>5</td> <td>150以下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>34</td> <td>67</td> <td>10</td> <td>4000以下</td> </tr> <tr> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/kg</td> <td>ND</td> <td>ND</td> <td>10</td> <td>4000以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/g</td> <td>0.71</td> <td>2.5</td> <td>-</td> <td>1,000以下 (*250以上)</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>							項目	単位	地点 1	地点 2	定量下 限值	指定基準		第一種特定有害物質	クロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002 以下	環境基準	四塩化炭素	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002以下	1,2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0004	0.004以下	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.002	0.1以下	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.004	0.04以下	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002以下	ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	0.002	0.02以下	テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.0005	0.01以下	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0005	1以下	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0006	0.006以下	トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.001	0.03以下	ベンゼン	mg/L	ND	ND	0.001	0.01以下	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.001	0.01以下	環境基準	六価クロム化合物	mg/L	0.02	ND	0.02	0.05以下	シアン化合物	mg/L	ND	ND	0.1	検出されないこと	水銀及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.0005	0.0005	アルキル水銀	mg/L	ND	ND	0.0005	検出されないこと	セレン及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.002	0.01	鉛及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.005	0.01	砒素及びその化合物	mg/L	ND	0.006	0.005	0.01	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.23	0.59	0.08	0.8	ほう素及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.05	1	第三種特定有害物質	シマジン	mg/L	ND	ND	0.0003	0.003	環境基準	チオベンカルブ	mg/L	ND	ND	0.002	0.02	チウラム	mg/L	ND	ND	0.0006	0.006	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	ND	ND	0.0005	検出されないこと	有機りん化合物	mg/L	ND	ND	0.1	検出されないこと	含有量試験	カドミウム及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150 以下	土壌汚染対策法の基準値	六価クロム化合物	mg/kg	ND	ND	5	250以下	シアン化合物	mg/kg	ND	ND	1	50以下	水銀及びその化合物	mg/kg	ND	ND	0.1	15以下	セレン及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150以下	鉛及びその化合物	mg/kg	6	8	5	150以下	砒素及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150以下	ふっ素及びその化合物	mg/kg	34	67	10	4000以下	ほう素及びその化合物	mg/kg	ND	ND	10	4000以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.71	2.5	-
項目	単位	地点 1	地点 2	定量下 限值	指定基準																																																																																																																																																																																																																																															
第一種特定有害物質	クロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002 以下	環境基準																																																																																																																																																																																																																																													
	四塩化炭素	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0004	0.004以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.002	0.1以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.004	0.04以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	ND	ND	0.0002	0.002以下																																																																																																																																																																																																																																														
	ジクロロメタン	mg/L	ND	ND	0.002	0.02以下																																																																																																																																																																																																																																														
	テトラクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.0005	0.01以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0005	1以下																																																																																																																																																																																																																																														
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	ND	ND	0.0006	0.006以下																																																																																																																																																																																																																																														
	トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.001	0.03以下																																																																																																																																																																																																																																														
	ベンゼン	mg/L	ND	ND	0.001	0.01以下																																																																																																																																																																																																																																														
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.001		0.01以下	環境基準																																																																																																																																																																																																																																											
六価クロム化合物		mg/L	0.02	ND	0.02	0.05以下																																																																																																																																																																																																																																														
シアン化合物		mg/L	ND	ND	0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																														
水銀及びその化合物		mg/L	ND	ND	0.0005	0.0005																																																																																																																																																																																																																																														
アルキル水銀		mg/L	ND	ND	0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																														
セレン及びその化合物		mg/L	ND	ND	0.002	0.01																																																																																																																																																																																																																																														
鉛及びその化合物		mg/L	ND	ND	0.005	0.01																																																																																																																																																																																																																																														
砒素及びその化合物		mg/L	ND	0.006	0.005	0.01																																																																																																																																																																																																																																														
ふっ素及びその化合物		mg/L	0.23	0.59	0.08	0.8																																																																																																																																																																																																																																														
ほう素及びその化合物	mg/L	ND	ND	0.05	1																																																																																																																																																																																																																																															
第三種特定有害物質	シマジン	mg/L	ND	ND	0.0003	0.003	環境基準																																																																																																																																																																																																																																													
	チオベンカルブ	mg/L	ND	ND	0.002	0.02																																																																																																																																																																																																																																														
	チウラム	mg/L	ND	ND	0.0006	0.006																																																																																																																																																																																																																																														
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	ND	ND	0.0005	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																														
	有機りん化合物	mg/L	ND	ND	0.1	検出されないこと																																																																																																																																																																																																																																														
含有量試験	カドミウム及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150 以下	土壌汚染対策法の基準値																																																																																																																																																																																																																																													
	六価クロム化合物	mg/kg	ND	ND	5	250以下																																																																																																																																																																																																																																														
	シアン化合物	mg/kg	ND	ND	1	50以下																																																																																																																																																																																																																																														
	水銀及びその化合物	mg/kg	ND	ND	0.1	15以下																																																																																																																																																																																																																																														
	セレン及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150以下																																																																																																																																																																																																																																														
	鉛及びその化合物	mg/kg	6	8	5	150以下																																																																																																																																																																																																																																														
	砒素及びその化合物	mg/kg	ND	ND	5	150以下																																																																																																																																																																																																																																														
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	34	67	10	4000以下																																																																																																																																																																																																																																														
ほう素及びその化合物	mg/kg	ND	ND	10	4000以下																																																																																																																																																																																																																																															
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.71	2.5	-	1,000以下 (*250以上)	※																																																																																																																																																																																																																																														
		<p>注) 1. NDは定量下限値未満を示す。</p> <p>注) 2. *は詳細調査が必要とされる指標値を示す。</p> <p>注) 3. 調査地点は、p441、図7.7-1を参照。</p> <p>※ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準</p>																																																																																																																																																																																																																																																		

項目	切土工等による土壌汚染の影響に係る予測評価 1/1												
予測結果	<p>対象事業実施区域における土壌汚染の現地調査結果は、すべての項目で指定の基準を達成しており、造成工事、基礎工事等に伴う土砂の移動による土壌汚染の影響はないものと予測する。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に伴う土壌汚染の影響はないものと予測する。</p>												
環境保全措置	<p>本事業では、切土等の工事による土壌への影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 40%;">環境保全措置の内容</th> <th style="width: 20%;">環境保全措置の効果</th> <th style="width: 20%;">他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌汚染対策法に基づく調査</td> <td>・工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行う。</td> <td>土壌が汚染していた場合に流出防止ができる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td>土壌受入基準の確認</td> <td>・対象事業実施区域外へ土壌を搬出する場合は、受入先の受入基準との適合状況を確認する等、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。</td> <td>受入先の基準を確認することで適正に処理・処分することができる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	土壌汚染対策法に基づく調査	・工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行う。	土壌が汚染していた場合に流出防止ができる。	他の環境への影響はない。	土壌受入基準の確認	・対象事業実施区域外へ土壌を搬出する場合は、受入先の受入基準との適合状況を確認する等、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。	受入先の基準を確認することで適正に処理・処分することができる。
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響										
土壌汚染対策法に基づく調査	・工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行う。	土壌が汚染していた場合に流出防止ができる。	他の環境への影響はない。										
土壌受入基準の確認	・対象事業実施区域外へ土壌を搬出する場合は、受入先の受入基準との適合状況を確認する等、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。	受入先の基準を確認することで適正に処理・処分することができる。	他の環境への影響はない。										
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、事後調査は実施しないこととした。</p>												
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 切土等の工事に伴う土壌への影響については、環境影響の回避・低減のため、土壌汚染対策法に基づく調査、受入先の土壌受入基準の確認といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る土壌汚染影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>②基準又は目標との整合性に係る評価 対象事業実施区域における現地調査結果では、すべての項目で土壌汚染対策法の環境基準を満たしている。</p> <p>また、工事に先立ち土壌汚染対策法に基づき調査を行い、汚染等が確認された場合には、土壌汚染対策法に基づく手続きに従い、適切な対応を講じるなどの措置を講じることから、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の環境基準等の整合を図るべき基準を達成するものと評価する。</p>												

項目	施設の稼働による土壌汚染の影響に係る予測評価 1/1										
予測結果	<p>「7.1大気質 7.1.5施設の稼働による二酸化窒素等の影響 (1)予測 6)予測結果」に示した予測結果によれば、煙突排ガスによるダイオキシン類の最大着地濃度地点の付加濃度は0.00028pg-TEQ/m³と予測され、現況濃度（対象事業実施区域での調査結果：0.011pg-TEQ/m³）と比較して1/40程度であり、大気質濃度への寄与は小さいことから、土壌への沈着は小さいと予測する。</p>										
環境保全措置 地盤・土壌	<p>本事業では、施設の稼働による土壌汚染の影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="368 539 1350 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 539 520 607">項目</th> <th data-bbox="525 539 906 607">環境保全措置の内容</th> <th data-bbox="911 539 1155 607">環境保全措置の効果</th> <th data-bbox="1160 539 1350 607">他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 613 520 741">安定燃焼の確保</td> <td data-bbox="525 613 906 741">・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。</td> <td data-bbox="911 613 1155 741">ばい煙の排出に伴うダイオキシン類をできるだけ抑制できる。</td> <td data-bbox="1160 613 1350 741">他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>			項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	安定燃焼の確保	・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。	ばい煙の排出に伴うダイオキシン類をできるだけ抑制できる。	他の環境への影響はない。
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響								
安定燃焼の確保	・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。	ばい煙の排出に伴うダイオキシン類をできるだけ抑制できる。	他の環境への影響はない。								
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、事後調査は実施しないこととした。</p>										
評価	<p>①回避又は低減に係る評価 施設の稼働による土壌汚染の影響については、煙突排ガスによるダイオキシン類の最大着地濃度地点の付加濃度が0.00028pg-TEQ/m³と予測され、現況濃度と比較して小さな値であり、大気質濃度への寄与は小さいことから、土壌への沈着は小さいと予測する。 また、安定燃焼の確保といった措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る土壌汚染の影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>										

表 9.1-8 環境影響評価結果の概要（動物）

項目	現況調査 1/1
動物	<p>(1) 既存資料調査 対象事業実施区域が位置する天理市及び隣接する奈良市・大和郡山市の重要種の生息記録を確認した結果、対象事業実施区域において動物の生息分布情報は記載されていないが、対象事業実施区域周辺では生息分布情報が記載されている動物として、北西ではオオクワガタ、北東ではゲンジボタルなどが挙げられていた。</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>①哺乳類 現地調査の結果、5目10科14種の哺乳類を確認した。重要な種としては、カヤネズミ(巢)が確認された。</p> <p>②鳥類及び猛禽類 現地調査の結果、鳥類調査において13目31科53種の鳥類、猛禽類調査において2目3科10種の猛禽類を確認した。重要な種としては、ヨシガモ、イカルチドリ、クサシギ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、セッカ等22種が確認された。</p> <p>③両生類・爬虫類 現地調査の結果、1目4科5種の両生類及び2目6科9種の爬虫類を確認した。重要な種としては、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンイシガメ、クサガメ、ニホンヤモリ、アオダイショウ、ジムグリの7種が確認された。</p> <p>④昆虫類 現地調査の結果、16目205科766種の昆虫類を確認した。重要な種としては、コノシメトンボ、ショウリョウバッタモドキ、キシタアツバ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、クロスジチャイロテントウ、ヤマトアシナガバチ、クロマルハナバチ、マイマイツツハナバチの9種が確認された。</p> <p>⑤陸産貝類 現地調査の結果、2目13科34種の陸産貝類を確認した。重要な種としては、ナガオカモノアラガイ、イボイボナメクジ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、クチマガリマイマイの6種が確認された。</p> <p>⑥魚類 現地調査の結果、3目6科11種の魚類を確認した。重要な種としては、ドジョウ及びシマヒレヨシノボリの2種が確認された。</p> <p>⑦底生動物 現地調査の結果、22目69科159種の底生動物を確認した。重要な種としては、ヒラマキミズマイマイ、キイロサナエ、フタスジサナエ、ハネナシアメンボ、マルヒラタガムシ、ゲンジボタルの6種が確認された。</p>

予測対象とする重要な種の確認位置、生態や生息環境を基に予測対象種の区分を整理し、この予測対象種の区分ごとに予測結果を示した。

①対象事業実施区域外に生息するネズミ類

予測対象種であるカヤネズミは、春季、夏季及び秋季調査に対象事業実施区域外の草地で球巣が確認された。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	本種は主に草地に生息し、河川や水辺等に依存しないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域付近の草地で古巣が確認されており、植生が変化することによって、カヤネズミの生息に影響を与える可能性がある。しかし、本種は移動能力を持ち合わせていることや、生息環境は対象事業実施区域外に広く分布していることから、植生等の周辺環境の変化による影響はほとんどないと予測される。	—

②対象事業実施区域外の水辺に生息する鳥類

予測対象種であるオオバン、ヨシガモ、カンムリカイツブリ、イカルチドリ、クサシギ及びイソシギの6種は、対象事業実施区域外の河川やため池等で確認された水辺に生息する鳥類である。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚や貝、昆虫等を食べることから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—

③対象事業実施区域内外で確認されたが、繁殖の可能性はない鳥類

予測対象種であるコチドリ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ及びビョウゲンボウの6種は、対象事業実施区域内外で飛翔が確認されたが、繁殖行動は確認されておらず、繁殖の可能性はない。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、対象事業実施区域及びその周辺は繁殖等を行う主要な生息環境でないため、直接改変による影響はないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—

動物

予測結果

動物

予測結果

④対象事業実施区域外でのみ確認された鳥類
 予測対象種であるハチクマ、ツミ、ノスリ、クマタカ、ハヤブサ、オオムシクイ、エゾビタキ、ビ
 ンズイ及びイカルの9種は、対象事業実施区域外で飛翔が確認された。

予測項目	予測結果	環境保全 措置の検討
直接改変による重要な種 の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変に よる影響はないと予測される。	—
雨水の排水 による水の濁り	本種は主に草地に生息し、河川や水辺等に依存しないた め、雨水の排水による影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺 環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めてお り、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の 周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—

⑤対象事業実施区域内でのみ確認されたが、繁殖の可能性はない鳥類
 予測対象種であるセッカは、対象事業実施区域内でのみ飛翔が確認されたが、確認例は少なく、繁
 殖行動も確認されていないことから、繁殖の可能性はない。

予測項目	予測結果	環境保全 措置の検討
直接改変による重要な種 の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内でのみ確認されているが、繁殖行動 は確認されておらず、直接改変による影響はないと予測さ れる。	—
雨水の排水 による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水によ る影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺 環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めてお り、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の 周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—

⑥対象事業実施区域外に生息する両生類・爬虫類
 予測対象種であるトノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、アオダイショウ及びジムグリの4種は、
 対象事業実施区域外で確認された。

予測項目	予測結果	環境保全 措置の検討
直接改変による重要な種 の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変に よる影響はないと予測される。	—
雨水の排水 による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水によ る影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺 環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めてお り、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の 周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—

⑦対象事業実施区域外のため池に生息する爬虫類

予測対象種であるニホンイシガメ及びクサガメの2種は、対象事業実施区域外のため池で確認された。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—

⑧対象事業実施区域内外に生息する爬虫類

予測対象種であるニホンヤモリは、対象事業実施区域外のコンクリート壁面の塩ビパイプ内などで成体、幼体や卵が確認された。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、本種の主な生息環境は人家周辺であり対象事業実施区域外に広く存在することや、個体や卵が多く確認されたコンクリート壁面の塩ビパイプの流水状況は事業により変化しないことから、直接改変による影響はほとんどないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	本種は主に人家周辺に生息し、河川や水辺等に依存しないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は人家周辺であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—

⑨対象事業実施区域外に生息する昆虫類

予測対象種であるコノシメトンボ、ショウリョウバッタモドキ、キシタアツバ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、クロスジチャイロテントウ、ヤマトアシナガバチ、クロマルハナバチ及びマイマイツツハナバチの9種は、対象事業実施区域外で確認された。

予測項目	予測結果	環境保全措置の検討
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—
雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—

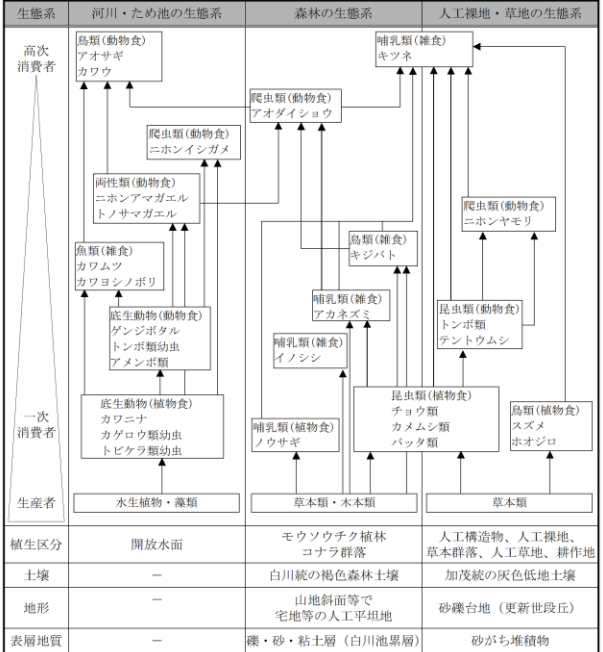
動物 予測結果	<p>⑩対象事業実施区域外に生息する陸産貝類 予測対象種であるナガオカモノアラガイ、イボイボナメクジ、ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ及びクチマガリマイマイの6種は、対象事業実施区域外のため池で確認された。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—
	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討										
	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—										
	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—										
	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—										
	<p>⑪対象事業実施区域外の水辺に生息する魚類 予測対象種であるドジョウ及びシマヒレヨシノボリの2種は、対象事業実施区域外の河川やため池で確認された。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—
	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討										
	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—										
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○											
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—											
<p>⑫対象事業実施区域外の水辺に生息する底生動物 予測対象種であるヒラマキミズマイマイ、キイロサナエ、フタスジサナエ、ハネナシアメンボ、マルヒラタガムシ及びゲンジボタルの6種は、対象事業実施区域外の河川やため池で確認された。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—	
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—											
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○											
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の主な生息環境は河川やため池であり、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—											

項目	施設の存在による動物の影響に係る予測評価		5/5																			
動物	環境保全措置	<p>本事業では、施設の存在による影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。</p>																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="323 353 440 454">影響の種類</th> <th data-bbox="440 353 612 454">項目</th> <th data-bbox="612 353 1007 454">環境保全措置の内容</th> <th data-bbox="1007 353 1267 454">対象種</th> <th data-bbox="1267 353 1393 454">環境保全措置の効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="323 454 440 678">雨水の排水による水の濁り</td> <td data-bbox="440 454 612 678">沈砂設備の設置</td> <td data-bbox="612 454 1007 678">・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。</td> <td data-bbox="1007 454 1267 678">ニホンイシガメ クサガメ ドジョウ シマヒレヨシノボリ ヒラマキミズマイマイ キイロサナエ</td> <td data-bbox="1267 454 1393 678">濁水の発生抑制ができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 678 440 853"></td> <td data-bbox="440 678 612 853">雨水の再利用（焼却施設）</td> <td data-bbox="612 678 1007 853">・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。</td> <td data-bbox="1007 678 1267 853">フタスジサナエ ハネナシアメンボ マルヒラタガムシ ゲンジボタル</td> <td data-bbox="1267 678 1393 853">雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 853 440 1048"></td> <td data-bbox="440 853 612 1048">排水量の調整</td> <td data-bbox="612 853 1007 1048">・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。</td> <td data-bbox="1007 853 1267 1048"></td> <td data-bbox="1267 853 1393 1048">雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> </tr> </tbody> </table>	影響の種類	項目	環境保全措置の内容	対象種	環境保全措置の効果	雨水の排水による水の濁り	沈砂設備の設置	・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。	ニホンイシガメ クサガメ ドジョウ シマヒレヨシノボリ ヒラマキミズマイマイ キイロサナエ	濁水の発生抑制ができる。		雨水の再利用（焼却施設）	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	フタスジサナエ ハネナシアメンボ マルヒラタガムシ ゲンジボタル	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。		排水量の調整	・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。		雨水の公共用水域への放流を抑制できる。
	影響の種類	項目	環境保全措置の内容	対象種	環境保全措置の効果																	
雨水の排水による水の濁り	沈砂設備の設置	・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。	ニホンイシガメ クサガメ ドジョウ シマヒレヨシノボリ ヒラマキミズマイマイ キイロサナエ	濁水の発生抑制ができる。																		
	雨水の再利用（焼却施設）	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	フタスジサナエ ハネナシアメンボ マルヒラタガムシ ゲンジボタル	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。																		
	排水量の調整	・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。		雨水の公共用水域への放流を抑制できる。																		
事後調査	<p>予測の結果、移殖や避難させる対象種はなく、水生動物への雨水排水による水の濁りの環境影響は小さいことから、動物の事後調査は実施しないこととした。</p>																					
評価	<p>本事業は焼却施設事業であることから、「施設の存在」の影響について予測し、一部の種は施設の存在に伴い影響があると予測されたが、各種の環境保全措置を実施することにより、回避又は低減が図られている。</p> <p>よって、本事業における「施設の存在」による動物への影響については事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されていると評価する。</p>																					

表 9.1-9 環境影響評価結果の概要（植物）

項目	現況調査及び施設の存在による植物の影響に係る予測評価													
植物	<p>(1) 既存資料調査 対象事業実施区域が位置する天理市及び隣接する奈良市・大和郡山市の重要種の生育記録を確認した結果、対象事業実施区域及びその周辺に重要な植物群落の記録はなかった。</p> <p>(2) 現地調査 ①植物相 現地調査では、113科497種の植物を確認した。重要な種としては、ヒメミズワラビ、イヌマキ、コブシ、ニッケイ、センリョウ、ヒメミソハギ、クロヤツシロラン及びコ克蘭の8種が確認された。 ②植生 調査地域の植物群落は32タイプに区分された。対象事業実施区域内の植物群落は人工裸地や公園・グラウンド、対象事業実施区域外の植物群落は人工構造物やモウソウチク植林が多くの面積を占めていた。なお、重要な植物群落は確認されなかった。</p>													
	予測結果	<p>①対象事業実施区域外に生育する植物 予測対象種であるヒメミズワラビ、イヌマキ、コブシ、ニッケイ、センリョウ、ヒメミソハギ、クロヤツシロラン及びコ克蘭の8種は、対象事業実施区域外で確認された。</p> <table border="1" data-bbox="344 904 1385 1227"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>事業による生育環境の変化の及ばない箇所を確認されていることから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	事業による生育環境の変化の及ばない箇所を確認されていることから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—
	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—											
雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—												
事業による植生等の周辺環境の変化	事業による生育環境の変化の及ばない箇所を確認されていることから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—												
環境保全措置	<p>予測の結果、環境保全措置の検討を必要とした種はなかった。</p>													
事後調査	<p>予測の結果、対象事業実施区域に重要な種はなく、周辺植生などへの間接的影響もないことから、植物の事後調査は実施しないこととした。</p>													
評価	<p>本事業は焼却施設事業であることから、「施設の存在」の影響について予測し、施設の存在に伴う影響はないと予測された。 よって、本事業における「施設の存在」による植物への影響については事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されていると評価する。</p>													

表 9.1-10 環境影響評価結果の概要（生態系）

項目	現況調査 1/1																																														
生態系	<p>(1) 基盤環境の整理 対象事業実施区域及びその周辺は、山地の斜面部も切り盛り造成により人工平坦地となっており、造成や法面など人為的につくられた草地や裸地・造成地が多く見られ、地形の区分にかかわらず分布していた。</p> <p>(2) 地域を特徴づける生態系の整理及び環境類型区分の検討</p> <p>①環境類型区分 調対象事業実施区域及びその周辺は、高瀬川や白川溜池といった水域からなる河川・ため池の生態系、人工林である竹林や二次林であるコナラ群落からなる森林の生態系、さらに人工裸地・草地の生態系で構成されている。よって、調査地域の環境類型区分は、①河川・ため池の生態系、②森林の生態系、③人工裸地・草地の生態系の大きく3つに分けた。</p>																																														
	<p>②相互関係 植物及び動物の現地調査結果より、対象事業実施区域及びその周辺における生態系の構成種、個体群、生物群落、類似化した環境単位又はその区域を構成する生態系の相互関係を推測した。対象事業実施区域及びその周辺の生態系模式図を右図に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="790 772 1396 1422"> <thead> <tr> <th>生態系</th> <th>河川・ため池の生態系</th> <th>森林の生態系</th> <th>人工裸地・草地の生態系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高次消費者</td> <td>鳥類(動物食) アオサギ カワウ</td> <td>哺乳類(雑食) キツネ</td> <td>哺乳類(雑食) キツネ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一次消費者</td> <td>両性類(動物食) ニホンアマガエル トノサマガエル</td> <td>爬虫類(動物食) アオダイショウ</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> </tr> <tr> <td>魚類(雑食) カワムツ カヨシノボリ</td> <td>鳥類(雑食) キジバト</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産者</td> <td>底生動物(動物食) ゲンジボタル トンボ類幼虫 アメンボ類</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> </tr> <tr> <td>底生動物(植物食) カワニナ カゲロウ類幼虫 トビケラ類幼虫</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> <td>哺乳類(雑食) アオダイショウ</td> </tr> <tr> <td>植生区分</td> <td>開放水面</td> <td>モウソウチク植林 コナラ群落</td> <td>人工構造物、人工裸地、 草本群落、人工草地、耕作地</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td>—</td> <td>白川統の褐色森林土壌</td> <td>加茂統の灰色低地土壌</td> </tr> <tr> <td>地形</td> <td>—</td> <td>山地斜面等で 宅地等の人工平坦地</td> <td>砂礫台地（更新世段丘）</td> </tr> <tr> <td>表層地質</td> <td>—</td> <td>礫・砂・粘土層（白川池累層）</td> <td>砂がら堆積物</td> </tr> </tbody> </table>	生態系	河川・ため池の生態系	森林の生態系	人工裸地・草地の生態系	高次消費者	鳥類(動物食) アオサギ カワウ	哺乳類(雑食) キツネ	哺乳類(雑食) キツネ	一次消費者	両性類(動物食) ニホンアマガエル トノサマガエル	爬虫類(動物食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ	魚類(雑食) カワムツ カヨシノボリ	鳥類(雑食) キジバト	哺乳類(雑食) アオダイショウ	生産者	底生動物(動物食) ゲンジボタル トンボ類幼虫 アメンボ類	哺乳類(雑食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ	底生動物(植物食) カワニナ カゲロウ類幼虫 トビケラ類幼虫	哺乳類(雑食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ	植生区分	開放水面	モウソウチク植林 コナラ群落	人工構造物、人工裸地、 草本群落、人工草地、耕作地	土壌	—	白川統の褐色森林土壌	加茂統の灰色低地土壌	地形	—	山地斜面等で 宅地等の人工平坦地	砂礫台地（更新世段丘）	表層地質	—	礫・砂・粘土層（白川池累層）	砂がら堆積物								
	生態系	河川・ため池の生態系	森林の生態系	人工裸地・草地の生態系																																											
高次消費者	鳥類(動物食) アオサギ カワウ	哺乳類(雑食) キツネ	哺乳類(雑食) キツネ																																												
一次消費者	両性類(動物食) ニホンアマガエル トノサマガエル	爬虫類(動物食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ																																												
	魚類(雑食) カワムツ カヨシノボリ	鳥類(雑食) キジバト	哺乳類(雑食) アオダイショウ																																												
生産者	底生動物(動物食) ゲンジボタル トンボ類幼虫 アメンボ類	哺乳類(雑食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ																																												
	底生動物(植物食) カワニナ カゲロウ類幼虫 トビケラ類幼虫	哺乳類(雑食) アオダイショウ	哺乳類(雑食) アオダイショウ																																												
植生区分	開放水面	モウソウチク植林 コナラ群落	人工構造物、人工裸地、 草本群落、人工草地、耕作地																																												
土壌	—	白川統の褐色森林土壌	加茂統の灰色低地土壌																																												
地形	—	山地斜面等で 宅地等の人工平坦地	砂礫台地（更新世段丘）																																												
表層地質	—	礫・砂・粘土層（白川池累層）	砂がら堆積物																																												
<p>③生態系の注目種等 注目種等の選定結果を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="279 1444 1380 2072"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">種名</th> <th colspan="3">利用生態系区分^{注)}</th> <th rowspan="2">選定理由</th> </tr> <tr> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上位性</td> <td>哺乳類</td> <td>キツネ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・主にネズミ類、ノウサギ、鳥類を捕食する生態系の上位種である。 ・調査地域内の道路上や広葉樹林で確認されている。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥類</td> <td>カワウ</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>・主に魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。</td> </tr> <tr> <td>アオサギ</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>・主にカエル類、魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">典型性</td> <td>哺乳類</td> <td>ノウサギ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や広葉樹林で確認されている。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳥類</td> <td>スズメ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類は、オオタカなどの餌資源となる。 ・鳥類ラインセンサス調査における個体数密度の優占種であり、調査地域で広く確認されている。</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>ゲンジボタル</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>・水域で繁殖し、成体は陸上も生息域とする。 ・調査地域内の河川で確認されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 利用生態系区分 I：河川・ため池の生態系、II：森林の生態系、III：人工裸地・草地の生態系</p>	区分	分類	種名	利用生態系区分 ^{注)}			選定理由	I	II	III	上位性	哺乳類	キツネ		○		・主にネズミ類、ノウサギ、鳥類を捕食する生態系の上位種である。 ・調査地域内の道路上や広葉樹林で確認されている。	鳥類	カワウ	○			・主に魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。	アオサギ	○			・主にカエル類、魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。	典型性	哺乳類	ノウサギ		○		・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や広葉樹林で確認されている。	鳥類	スズメ		○	○	・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類は、オオタカなどの餌資源となる。 ・鳥類ラインセンサス調査における個体数密度の優占種であり、調査地域で広く確認されている。	昆虫類	ゲンジボタル	○			・水域で繁殖し、成体は陸上も生息域とする。 ・調査地域内の河川で確認されている。
区分				分類	種名	利用生態系区分 ^{注)}			選定理由																																						
	I	II	III																																												
上位性	哺乳類	キツネ		○		・主にネズミ類、ノウサギ、鳥類を捕食する生態系の上位種である。 ・調査地域内の道路上や広葉樹林で確認されている。																																									
	鳥類	カワウ	○			・主に魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。																																									
		アオサギ	○			・主にカエル類、魚類を捕食する水域生態系の上位種である。 ・調査地域内の水域で確認されている。																																									
典型性	哺乳類	ノウサギ		○		・草食性の小型動物であり、キツネ等の餌資源となる。 ・調査地域内の草地や広葉樹林で確認されている。																																									
	鳥類	スズメ		○	○	・イネ科の種子や昆虫の幼虫等を餌とする。同サイズの鳥類は、オオタカなどの餌資源となる。 ・鳥類ラインセンサス調査における個体数密度の優占種であり、調査地域で広く確認されている。																																									
		昆虫類	ゲンジボタル	○			・水域で繁殖し、成体は陸上も生息域とする。 ・調査地域内の河川で確認されている。																																								

項目	施設の存在による生態系の影響に係る予測評価		1/3												
生態系	予測結果	(1)上位性 ①キツネ 対象事業実施区域外の広葉樹林と舗装道路、草地において、無人カメラによる撮影やフィールドサインにより確認した。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、本種の生息環境は樹林であるため、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、本種の生息環境は樹林であるため、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—	
		予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
		直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、本種の生息環境は樹林であるため、直接改変による影響はないと予測される。	—											
		雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—											
		事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—	
		予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
		直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—											
		雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—											
		事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—	
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—													
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—													
②カワウ 対象事業実施区域外の水面上と草地上空において、目視により確認した。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—													
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—													
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—													
③アオサギ 対象事業実施区域外の水面上と草地上空において、目視により確認した。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—													
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—	雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はない。	—													
雨水の排水による水の濁り	本種は河川等で主に魚等を捕食することから、雨水の排水は餌動物の生息環境や本種の狩場環境に影響を与える可能性がある。しかし、事業による水質の著しい悪化は予測されないことや、本種の確認数が少なく主要な狩場ではないことから、雨水の排水による影響はほとんどないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	本種の生息環境は河川や水辺等であり、事業による本種の生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと考えられる。	—													

項目	施設の存在による生態系の影響に係る予測評価		2/3												
生態系	予測結果	(2)典型性 ①ノウサギ 対象事業実施区域外の竹林や草地において、無人カメラによる撮影やフィールドサインにより確認した。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—	
		予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
		直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—											
		雨水の排水による水の濁り	河川やため池に生育する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—											
		事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—	
		予測項目	予測結果	環境保全措置の検討											
		直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。	—											
		雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—											
		事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○	
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—													
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○													
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○													
②スズメ 対象事業実施区域内外の草地や林縁、人工物の上等において目視で確認した。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—													
雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域内外で確認されているが、繁殖行動は確認されておらず、直接改変による影響は小さいと予測される。	—													
雨水の排水による水の濁り	河川やため池に依存する種でないため、雨水の排水による影響はないと予測される。	—													
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。	—													
③ゲンジボタル 高瀬川周辺で多くの成虫が確認された。なお、高瀬川上流において平成26年から毎年3～4月にゲンジボタルの幼虫とその餌となるカワニナが放流されている。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—													
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○													
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測項目</th> <th>予測結果</th> <th>環境保全措置の検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接改変による重要な種の主要な生息地の消失</td> <td>対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水の排水による水の濁り</td> <td>水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td>対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	予測結果	環境保全措置の検討	直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—	雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○	事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○			
予測項目	予測結果	環境保全措置の検討													
直接改変による重要な種の主要な生息地の消失	対象事業実施区域外でのみ確認されており、直接改変による影響はないと予測される。	—													
雨水の排水による水の濁り	水辺に依存する種であるが、生息環境が対象事業実施区域周辺に広く存在することや、事業による水質の著しい悪化は予測されないことから、雨水の排水による影響は小さいと予測される。	○													
事業による植生等の周辺環境の変化	対象事業実施区域内は人工裸地がほとんどを占めており、事業による生息環境の変化はないことから、植生等の周辺環境の変化による影響はないと予測される。 高瀬川付近に夜間用の照明を設置する場合、繁殖行動を阻害する可能性がある。	○													

項目	施設の存在による生態系の影響に係る予測評価				3/3																							
生態系	環境保全措置	本事業では、施設の存在による影響を防止するために、下表に示す措置を講じる計画である。																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 353 437 427">影響の種類</th> <th data-bbox="437 353 632 427">項目</th> <th data-bbox="632 353 1026 427">環境保全措置の内容</th> <th data-bbox="1026 353 1198 427">対象種</th> <th data-bbox="1198 353 1390 427">環境保全措置の効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="325 427 437 651">雨水の排水による水の濁り</td> <td data-bbox="437 427 632 651">沈砂設備の設置</td> <td data-bbox="632 427 1026 651">・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。</td> <td data-bbox="1026 427 1198 651" rowspan="3">ゲンジボタル</td> <td data-bbox="1198 427 1390 651">濁水の発生抑制ができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 651 437 757">雨水の再利用</td> <td data-bbox="437 651 632 757">(焼却施設)</td> <td data-bbox="632 651 1026 757">・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。</td> <td data-bbox="1198 651 1390 757">雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 757 437 862">排水量の調整</td> <td data-bbox="437 757 632 862"></td> <td data-bbox="632 757 1026 862">・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。</td> <td data-bbox="1198 757 1390 862">雨水の公共用水域への放流を抑制できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 862 437 1070">事業による植生等の周辺環境の変化</td> <td data-bbox="437 862 632 1070">照明器具の改良</td> <td data-bbox="632 862 1026 1070">・照明を河川の方角に向けないようにし、ゲンジボタルの感知しにくい光にすることや、照明にルーバーを付けることによって、ゲンジボタルへの影響を低減させる。</td> <td data-bbox="1026 862 1198 1070"></td> <td data-bbox="1198 862 1390 1070">照明による夜間の光環境の変化に配慮することで、現状環境を維持することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	影響の種類	項目	環境保全措置の内容	対象種	環境保全措置の効果	雨水の排水による水の濁り	沈砂設備の設置	・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。	ゲンジボタル	濁水の発生抑制ができる。	雨水の再利用	(焼却施設)	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	排水量の調整		・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。	事業による植生等の周辺環境の変化	照明器具の改良	・照明を河川の方角に向けないようにし、ゲンジボタルの感知しにくい光にすることや、照明にルーバーを付けることによって、ゲンジボタルへの影響を低減させる。		照明による夜間の光環境の変化に配慮することで、現状環境を維持することができる。			
		影響の種類	項目	環境保全措置の内容	対象種	環境保全措置の効果																						
		雨水の排水による水の濁り	沈砂設備の設置	・工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。	ゲンジボタル	濁水の発生抑制ができる。																						
雨水の再利用	(焼却施設)	・工場棟等の屋根に降った雨水は、積極的に再利用する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。																									
排水量の調整		・調整池で排水量の調整を行った後に公共用水域へ放流する。	雨水の公共用水域への放流を抑制できる。																									
事業による植生等の周辺環境の変化	照明器具の改良	・照明を河川の方角に向けないようにし、ゲンジボタルの感知しにくい光にすることや、照明にルーバーを付けることによって、ゲンジボタルへの影響を低減させる。		照明による夜間の光環境の変化に配慮することで、現状環境を維持することができる。																								
事後調査	予測の結果、代償措置が必要な対象種はなく、ゲンジボタルへの雨水排水による水の濁りや夜間照明の環境影響は小さい。また、環境保全措置による効果の不確実性もないことから、生態系の事後調査は実施しないこととした。																											
評価	<p>本事業は焼却施設事業であることから、「施設の存在」の影響について予測し、一部の種は施設の存在に伴い影響があると予測されたが、各種の環境保全措置を実施することにより、回避又は低減が図られている。</p> <p>よって、本事業における「施設の存在」による生態系への影響については事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避又は低減されていると評価する。</p>																											

表 9.1-11 環境影響評価結果の概要（景観）

項目	現況調査 1/2																																																
景観	<p>(1) 調査地点及び期間 以下に示す11地点において4季（春季、夏季、秋季、冬季）の調査を実施した。</p>																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 450 464 533">地点番号</th> <th data-bbox="464 450 810 533">名称</th> <th data-bbox="810 450 1075 533">眺望可能な施設</th> <th data-bbox="1075 450 1302 533">眺望可能な景観資源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 533 464 600">地点1</td> <td data-bbox="464 533 810 600">白川ダム北西湖畔</td> <td data-bbox="810 533 1075 600">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 533 1302 600">大和青垣国定公園 石上大塚古墳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 600 464 667">地点2</td> <td data-bbox="464 600 810 667">市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域北側)</td> <td data-bbox="810 600 1075 667">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 600 1302 667">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 667 464 734">地点3</td> <td data-bbox="464 667 810 734">原谷池北東側</td> <td data-bbox="810 667 1075 734">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 667 1302 734">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 734 464 801">地点4</td> <td data-bbox="464 734 810 801">天理よろづ相談所病院 白川分院</td> <td data-bbox="810 734 1075 801">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 734 1302 801">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 801 464 869">地点5</td> <td data-bbox="464 801 810 869">市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域東側)</td> <td data-bbox="810 801 1075 869">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 801 1302 869">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 869 464 936">地点6</td> <td data-bbox="464 869 810 936">シャープ駐車場西端</td> <td data-bbox="810 869 1075 936">粗大・リサイクル施設</td> <td data-bbox="1075 869 1302 936">大和青垣国定公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 936 464 1003">地点7</td> <td data-bbox="464 936 810 1003">名阪国道側道 (三ツ池上南側)</td> <td data-bbox="810 936 1075 1003">焼却施設 粗大・リサイクル施設</td> <td data-bbox="1075 936 1302 1003">大和青垣国定公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1003 464 1070">地点8</td> <td data-bbox="464 1003 810 1070">白川大橋</td> <td data-bbox="810 1003 1075 1070">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 1003 1302 1070">大和青垣国定公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1070 464 1137">地点9</td> <td data-bbox="464 1070 810 1137">名阪国道 (天理インター方向)</td> <td data-bbox="810 1070 1075 1137">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 1070 1302 1137">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1137 464 1227">地点10</td> <td data-bbox="464 1137 810 1227">ハイキングコース (東海自然歩道・山の辺の道 コース)</td> <td data-bbox="810 1137 1075 1227">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 1137 1302 1227">大和青垣国定公園</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1227 464 1296">地点11</td> <td data-bbox="464 1227 810 1296">平司池北側 (市街地内)</td> <td data-bbox="810 1227 1075 1296">焼却施設</td> <td data-bbox="1075 1227 1302 1296">大和青垣国定公園 和爾下神社</td> </tr> </tbody> </table>	地点番号	名称	眺望可能な施設	眺望可能な景観資源	地点1	白川ダム北西湖畔	焼却施設	大和青垣国定公園 石上大塚古墳	地点2	市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域北側)	焼却施設	—	地点3	原谷池北東側	焼却施設	—	地点4	天理よろづ相談所病院 白川分院	焼却施設	—	地点5	市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域東側)	焼却施設	—	地点6	シャープ駐車場西端	粗大・リサイクル施設	大和青垣国定公園	地点7	名阪国道側道 (三ツ池上南側)	焼却施設 粗大・リサイクル施設	大和青垣国定公園	地点8	白川大橋	焼却施設	大和青垣国定公園	地点9	名阪国道 (天理インター方向)	焼却施設	—	地点10	ハイキングコース (東海自然歩道・山の辺の道 コース)	焼却施設	大和青垣国定公園	地点11	平司池北側 (市街地内)	焼却施設	大和青垣国定公園 和爾下神社
	地点番号	名称	眺望可能な施設	眺望可能な景観資源																																													
	地点1	白川ダム北西湖畔	焼却施設	大和青垣国定公園 石上大塚古墳																																													
	地点2	市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域北側)	焼却施設	—																																													
	地点3	原谷池北東側	焼却施設	—																																													
	地点4	天理よろづ相談所病院 白川分院	焼却施設	—																																													
	地点5	市道611号豊田櫛本線 (焼却施設建設区域東側)	焼却施設	—																																													
	地点6	シャープ駐車場西端	粗大・リサイクル施設	大和青垣国定公園																																													
	地点7	名阪国道側道 (三ツ池上南側)	焼却施設 粗大・リサイクル施設	大和青垣国定公園																																													
	地点8	白川大橋	焼却施設	大和青垣国定公園																																													
	地点9	名阪国道 (天理インター方向)	焼却施設	—																																													
	地点10	ハイキングコース (東海自然歩道・山の辺の道 コース)	焼却施設	大和青垣国定公園																																													
地点11	平司池北側 (市街地内)	焼却施設	大和青垣国定公園 和爾下神社																																														
<p>注) 調査地点は、p512、図7.11-1を参照。</p>																																																	

(2) 調査結果

調査地点ごとの景観構成要素と年間を通しての景観特性は以下のとおりである。

地点番号・名称	景観構成要素	通年の景観特性
地点1 白川ダム北西湖畔	・ダム湖 ・樹林 ・草地 等	植栽の色や生育状況が季節ごとに多少変化するものの、事業実施区域方向への見通しについては、4季を通して変化しない。
地点2 市道611号豊田櫟本線	・道路 ・樹林 ・鉄塔 等	
地点3 原谷池北東側	・道路 ・樹林 ・民間工場 等	
地点4 天理よろづ相談所病院 白川分院	・樹林 ・柵 等	植栽の落葉により、冬季に事業実施区域への見通しが良くなる。
地点5 市道611号豊田櫟本線	・道路 ・樹林 ・民間工場	植栽の色や生育状況については季節ごとの変化は小さく、事業実施区域方向への見通しについては、4季を通して変化しない。
地点6 シャープ駐車場西端	・道路 ・樹林 ・民間工場 等	
地点7 名阪国道側道	・駐車場 ・樹林、草地 ・民間工場 等	
地点8 白川大橋	・橋梁 ・樹林 ・鉄塔、民間工場 等	
地点9 名阪国道	・中央分離帯 ・樹林 ・民間工場 等	
地点10 ハイキングコース	・樹林、草地 ・自動車専用道路、橋梁 ・民間工場 等	
地点11 平司池北側	・田園 ・樹木 ・市街地、山並み 等	

注) 調査地点は、p512、図7.11-1を参照。

項目	施設の存在による景観の影響に係る予測評価	1/6
景観	<p>調査地点4においては対象事業実施区域への見通しの良くなる冬季、その他の地点については調査地点の利用者数等を勘案し春季において予測した。</p> <p>a. 眺望点1（白川ダム北西湖畔）における眺望景観の変化の程度（春季） 中央部帯状の湖畔植栽の背後に焼却施設が出現する。上部の空と下部のダム湖で構成される景観に大きな変化はなく、左側湖畔林の背後にある景観資源の大和青垣国定公園の山並への眺望は阻害されないが、中央部の景観を構成する湖畔植生より焼却施設の存在が大きいことから、景観に変化が生じると予測する。</p>  <p>b. 眺望点2（市道611号豊田櫟本線）における眺望景観の変化の程度（春季） 正面に焼却施設の一部が出現するが、眺望景観における存在は小さくなく、現状の主にアスファルト舗装、左側の法面植栽、上部右側の空、道路右側の沿道施設と植栽で構成される眺望景観は事業実施後も継続することから、眺望景観の変化は小さいと予測する。</p> 	

c. 眺望点3（原谷池北東側）における眺望景観の変化の程度（春季）

眺望点と計画地の間にある池周辺の植栽の背後に焼却施設が出現する。右側の民間工場より眺望点の近くに存在し、眺望景観に占める割合も大きいことから、眺望景観に変化が生じると予測する。



d. 眺望点4（天理よろづ相談所病院白川分院）における眺望景観の変化の程度（冬季）

眺望点周辺の木々の間から、落葉した樹木の背後に焼却施設がわずかに出現するが、景観の主体は眺望点周辺の木々であり、眺望景観における存在は非常に小さいことから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



e. 眺望点5（市道611号豊田櫟本線）における眺望景観の変化の程度（春季）

現況において正面に見える既存民間工場の手前に焼却施設が出現する。既存民間工場より眺望点近くに存在し、眺望景観に占める割合も大きいことから、眺望景観に変化が生じると予測する。



f. 眺望点6（シャープ駐車場西側）における眺望景観の変化の程度（春季）

道路植栽の背後に粗大・リサイクル施設の外周植栽と背後の建物が出現するが、外周植栽により周辺の及び背後の樹林と調和する景観となっており、背後にある景観資源の大和青垣国定公園の山並への眺望を阻害しないことから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



g. 眺望点7（名阪国道側道）における眺望景観の変化の程度（春季）

駐車場の後方に粗大・リサイクル施設の外周植栽と背後の建物が出現し、さらにその後方に焼却施設が確認できる。背後にある景観資源の大和青垣国定公園の山並への眺望がわずかに阻害されるが、眺望景観において占める割合は小さく、また、外周植栽や曲線の屋根形状により周辺の樹林や背後の山々と調和する景観となっていることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



h. 眺望点8（白川大橋）における眺望景観の変化の程度（春季）

正面樹林地の背後に焼却施設が出現する。主に視線方向の道路（白川大橋）と背景の空で構成される景観は継続するが、施設が遠方に見える景観資源の大和青垣国定公園の山並より手前に存在し、眺望景観における存在も大きいことから眺望景観に変化が生じると予測する。



i. 眺望点9 (名阪国道) における眺望景観の変化の程度 (春季)

名阪国道沿い樹林地の背後に、事業実施区域西側の既存民間工場とほぼ同等規模の焼却施設が、既存民間工場と近接する状況で出現するが、景観要素としては近接する既存民間工場と一体的に認識されることもあり、景観の大半が空と名阪国道の中央分離帯で構成される眺望景観においてその存在は大きくないことから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



j. 眺望点10 (ハイキングコース) における眺望景観の変化の程度 (春季)

名阪国道の上部に、事業実施区域西側の既存民間工場とほぼ同等規模の焼却施設が、既存民間工場と近接する状況で出現するが、景観要素としては近接する既存民間工場と一体的に認識されることもあり、景観の大半が空と草地 (緑) を主体に構成される眺望景観においてその存在は大きくない。また、景観資源の大和青垣国定公園の山並への眺望は確保されることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



予測結果

k. 眺望点11（平司池北側）における眺望景観の変化の程度（春季）

景観資源の大和青垣国定公園の山々を背景に、焼却施設がわずかに出現するが、眺望景観に占める割合は非常に小さく日常の眺望においてはほとんど認識されないと思われる、また景観資源の和爾下神社の森や大和青垣国定公園の山並への眺望状況も変化することなく、現状の眺望景観は事業実施後も継続することから、眺望景観の変化は小さいと予測する。



景観

本事業では、施設の存在による景観への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画である。

環境保全措置

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
工作物配置 建物構造・ 色彩緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設の煙突は公道側の敷地境界から離れた位置に配置する。 ・建築物は、周辺の山並みに調和した形状、色彩、デザインとし、やわらかい曲線形状の採用等について検討する。 ・建築物の周辺や敷地の外周部に高木を植栽する。 	煙突の位置及び高さ、周辺と調和する建物デザイン等を検討し、建築物の外周部を緑化することにより、施設の存在による景観への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない

注) 環境保全措置のうち上段の3項目については予測に反映している。

事後調査

予測の結果、景観の変化が生じる眺望地点もあるが、景観デザインの配慮事項となる環境保全措置を踏まえて、施設設計を行うものであることから、事後調査は実施しないこととした。

評価

予測した11地点のうち、地点1、3、5、8の4地点については眺望景観に変化が生じるが、事業の実施にあたっては、眺望景観への影響を低減するための環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。

表 9.1-12 環境影響評価結果の概要（人と自然との触れ合いの活動の場）

項目	現況調査	1/3																														
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>(1) 調査対象・地点及び時期</p> <p>以下に示す5箇所の人と自然との触れ合いの活動の場を対象とし、3地点において春季の調査を実施した。</p> <p style="text-align: center;">人と自然との触れ合いの活動の場の調査対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">分類</th> <th style="width: 35%;">名称</th> <th style="width: 50%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイクリングコース</td> <td>上ツ道ルート</td> <td>古道「上ツ道」に沿っていにしへの面影が残る町並みを楽しめる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ハイキングコース</td> <td>悲恋の影姫伝説が残る、北・山の辺の道を歩く（山の辺の道(北)コース)</td> <td>新薬師寺、白毫寺、白川ダムなどを巡るコース。</td> </tr> <tr> <td>大国見山展望コース</td> <td>大国見(国見山)の山頂からは、眼下に天理市街と奈良盆地が開け、生駒山から奈良奥山方面までを一望することができる。</td> </tr> <tr> <td>はにわの里コース</td> <td>天理市櫛本町・和爾町近辺を巡るコース。</td> </tr> <tr> <td>東海自然歩道</td> <td>東京の明治の森、高尾国定公園から大阪の明治の森、箕面国定公園まで延長1,343.2km。</td> </tr> <tr> <td>釣り場</td> <td>白川ダム湖</td> <td>有料でヘラブナ釣りを楽しめる。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">利用状況調査地点及び対象となる人と自然との触れ合いの活動の場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">調査地点</th> <th style="width: 60%;">対象の人と自然との触れ合いの活動の場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1(白川ダム北西湖畔)</td> <td>山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム湖</td> </tr> <tr> <td>地点2(市道611号豊田櫛本線)</td> <td>大国見山展望コース</td> </tr> <tr> <td>地点2(市道678号白川ダム公園線)</td> <td>山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム</td> </tr> <tr> <td>地点3(白川大橋)</td> <td>上ツ道ルート、大国見山展望コース</td> </tr> <tr> <td>地点3(県道51号)</td> <td>はにわの里コース</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点は、p534、図7.12-2を参照。</p>		分類	名称	概要	サイクリングコース	上ツ道ルート	古道「上ツ道」に沿っていにしへの面影が残る町並みを楽しめる。	ハイキングコース	悲恋の影姫伝説が残る、北・山の辺の道を歩く（山の辺の道(北)コース)	新薬師寺、白毫寺、白川ダムなどを巡るコース。	大国見山展望コース	大国見(国見山)の山頂からは、眼下に天理市街と奈良盆地が開け、生駒山から奈良奥山方面までを一望することができる。	はにわの里コース	天理市櫛本町・和爾町近辺を巡るコース。	東海自然歩道	東京の明治の森、高尾国定公園から大阪の明治の森、箕面国定公園まで延長1,343.2km。	釣り場	白川ダム湖	有料でヘラブナ釣りを楽しめる。	調査地点	対象の人と自然との触れ合いの活動の場	地点1(白川ダム北西湖畔)	山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム湖	地点2(市道611号豊田櫛本線)	大国見山展望コース	地点2(市道678号白川ダム公園線)	山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム	地点3(白川大橋)	上ツ道ルート、大国見山展望コース	地点3(県道51号)	はにわの里コース
	分類	名称	概要																													
	サイクリングコース	上ツ道ルート	古道「上ツ道」に沿っていにしへの面影が残る町並みを楽しめる。																													
	ハイキングコース	悲恋の影姫伝説が残る、北・山の辺の道を歩く（山の辺の道(北)コース)	新薬師寺、白毫寺、白川ダムなどを巡るコース。																													
		大国見山展望コース	大国見(国見山)の山頂からは、眼下に天理市街と奈良盆地が開け、生駒山から奈良奥山方面までを一望することができる。																													
		はにわの里コース	天理市櫛本町・和爾町近辺を巡るコース。																													
		東海自然歩道	東京の明治の森、高尾国定公園から大阪の明治の森、箕面国定公園まで延長1,343.2km。																													
	釣り場	白川ダム湖	有料でヘラブナ釣りを楽しめる。																													
	調査地点	対象の人と自然との触れ合いの活動の場																														
	地点1(白川ダム北西湖畔)	山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム湖																														
地点2(市道611号豊田櫛本線)	大国見山展望コース																															
地点2(市道678号白川ダム公園線)	山の辺の道(北)コース、はにわの里コース 東海自然歩道、白川ダム																															
地点3(白川大橋)	上ツ道ルート、大国見山展望コース																															
地点3(県道51号)	はにわの里コース																															

(2) 調査結果

調査対象の人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況（活動内容・人数等）を以下に示す。

上ツ道ルートの利用状況（サイクリングコース）

単位：人

調査地点 活動内容	平日		休日	
	地点3 白川大橋			
サイクリング	8		22	
ハイキング	1		6	
ランニング	4		17	

注) 各活動の利用人数は、調査時間内に確認された合計人数とした。

山の辺の道(北)コース・東海自然歩道の利用状況（ハイキングコース）

単位：人

調査地点 活動内容	平日		休日	
	地点1：白川ダム	地点2：市道678号	地点1：白川ダム	地点2：市道678号
ハイキング	15	12	12	17
サイクリング	3	3	5	9
ランニング	3	2	10	6
散歩・犬の散歩	25	1	34	21
休憩	6	0	21	0

注) 各活動の利用人数は、調査時間内に確認された合計人数とした。

大國見山展望コースの利用状況（ハイキングコース）

単位：人

調査地点 活動内容	平日		休日	
	地点2 市道611号	地点3 白川大橋	地点2 市道611号	地点3 白川大橋
ハイキング	5	8	4	22
サイクリング	0	1	54	6
ランニング	0	4	1	17

注) 各活動の利用人数は、調査時間内に確認された合計人数とした。

はにわの里コースの利用状況（ハイキングコース）

単位：人

調査地点 活動内容	平日			休日		
	地点1 白川ダム	地点2 市道678号	地点3 県道51号	地点1 白川ダム	地点2 市道678号	地点3 県道51号
ハイキング	15	12	0	12	17	0
サイクリング	3	3	1	5	9	3
ランニング・ ウォーキング	3	2	2	10	6	1
散歩・犬の散歩	25	1	0	34	21	0
休憩	6	0	0	21	0	0

注) 各活動の利用人数は、調査時間に確認された合計人数とした。

白川ダム湖の利用状況

単位：人

調査地点 活動内容	平日		休日	
	地点1 白川ダム			
釣り	30		53	

注) 釣りの利用人数は、調査時間内に確認された最大人数とした。

項目	現況調査		3/3
人と自然との 触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況		
	分類	名称	利用状況
	サイクリング コース	上ツ道ルート	平日、休日共にサイクリングの利用者が多い。1時間あたり平日は2人、休日は6人程度に利用されている。
	ハイキング コース	山の辺の道(北)コース 東海自然歩道	平日、休日共に散歩・犬の散歩が最も多く、次いでハイキングが多い。利用者数の多い地点では、1時間あたり平日は7人、休日は12人程度に利用されている。
		大国見山展望コース	平日はハイキングが多いが、休日はサイクリングが多い。利用者数の多い地点では、1時間あたり平日は2人、休日は8人程度に利用されている。
		はにわの里コース	平日はハイキングと散歩・犬の散歩がほぼ同じであり、休日は散歩・犬の散歩が最も多く、次いでハイキングが多い。利用者数の多い地点では、1時間あたり平日は7人、休日は12人程度に利用されている。
釣り場	白川ダム湖	休日は平日の2倍近い利用がある。	

項目	工事用車両の運行による人と自然との触れ合いの活動の場の影響に係る予測評価		1/1		
人と自然との触れ合いの活動の場	予測結果	<p>人と自然との触れ合い活動の場のうち、サイクリングコース及びハイキングコースの一部が、工事用車両の走行ルートと重複する。</p> <p>重複箇所は歩道付の車道であることから、現状においても自動車走行による快適性への影響が存在するが、工事車両（大型車）の走行による、歩道利用者への走行音の影響や車道を利用する自転車走行への影響が考えられることから、大きくはないが快適性に変化が生じると予測する。</p>			
	環境保全措置	<p>本事業では、工事用車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画である。</p>			
		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
		車両走行	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導員の配置により歩行者等の安全を確保する。 工事工程等を検討し、工事用車両の台数が平準化するように努める。 工事用車両の運転者への安全教育を徹底する。 指定したルートを走行するよう指導する。 基本的に利用者の多い日曜祝日は工事休業とする 工事用車両走行に係る苦情窓口を設置する。 	<p>利用者の安全性向上、運転者のモラル向上による走行音の低下や安全意識の向上、日曜祝日の影響回避等により、工事用車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。</p>	<p>他の環境への影響はない。</p>
交通処理	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の東側に隣接する無信号交差点（三差路）への信号設置を関係機関と協議する。 	<p>利用者の安全性・快適性の向上により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。</p>	<p>他の環境への影響はない。</p>		
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない。また、車両走行や交通処理に関する環境保全措置を講じる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>				
評価	<p>工事用車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場の快適性に変化が生じるが、影響の低減・回避に向けた環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>				

項目	施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場の影響に係る予測評価 1/1	
人と自然との触れ合いの活動の場	予測結果	<p>施設の存在による、人と自然との触れ合いの活動の場の分布の改変はなく、徒歩及び自転車での利用のため利便性の変化もないことから、快適性の変化を景観の変化を指標として予測した。</p> <p>予測結果は、人と自然との触れ合い活動の場に設定した景観調査地点のうち4地点において眺望景観の変化が生じる。(景観の「環境保全措置」を参照)</p>
	環境保全措置	<p>本事業では、施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、景観において示した予防保全措置を講じる計画である。(景観の「環境保全措置」を参照)</p>
	事後調査	<p>予測の結果、景観の変化が生じる眺望地点もあるが、景観デザインの配慮事項となる環境保全措置を踏まえて、施設設計を行うものであることから、事後調査は実施しないこととした。</p>
	評価	<p>景観において評価したとおり、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>

項目	廃棄物搬入車両の運行による人と自然との触れ合いの活動の場の影響に係る予測評価		1/1												
人と自然との触れ合いの活動の場	予測結果	<p>人と自然との触れ合い活動の場のうち、サイクリングコース及びハイキングコースの一部が、廃棄物搬入車両の走行ルートと重複する。</p> <p>重複箇所は歩道付の車道であることから、現状においても自動車走行による快適性への影響が存在するが、廃棄物搬入車両（大型車）の走行による、歩道利用者への走行音の影響や車道を利用する自転車走行への影響が考えられることから、大きくはないが快適性に変化が生じると予測する。</p>													
	環境保全措置	<p>本事業では、廃棄物搬入車両の運行による、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="320 640 1394 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 640 453 707">項目</th> <th data-bbox="458 640 858 707">環境保全措置の内容</th> <th data-bbox="863 640 1182 707">環境保全措置の効果</th> <th data-bbox="1187 640 1394 707">他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 714 453 976">車両走行</td> <td data-bbox="458 714 858 976"> <ul style="list-style-type: none"> 搬入車両の運転者への安全教育を徹底する。 指定したルートを走行するよう指導する。 基本的に場の利用者の多い日曜日は搬入休工とする。 搬入車両走行に係る苦情窓口を設置する。 </td> <td data-bbox="863 714 1182 976"> 運転者のモラル向上による走行音の低下や安全意識の向上、日曜日の影響回避等により、搬入用車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。 </td> <td data-bbox="1187 714 1394 976">他の環境への影響はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 983 453 1122">交通処理</td> <td data-bbox="458 983 858 1122"> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の東側に隣接する無信号交差点（三差路）への信号設置を関係機関と協議する。 </td> <td data-bbox="863 983 1182 1122"> 利用者の安全性・快適性の向上により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。 </td> <td data-bbox="1187 983 1394 1122">他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	車両走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬入車両の運転者への安全教育を徹底する。 指定したルートを走行するよう指導する。 基本的に場の利用者の多い日曜日は搬入休工とする。 搬入車両走行に係る苦情窓口を設置する。 	運転者のモラル向上による走行音の低下や安全意識の向上、日曜日の影響回避等により、搬入用車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。	交通処理	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の東側に隣接する無信号交差点（三差路）への信号設置を関係機関と協議する。 	利用者の安全性・快適性の向上により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響											
車両走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬入車両の運転者への安全教育を徹底する。 指定したルートを走行するよう指導する。 基本的に場の利用者の多い日曜日は搬入休工とする。 搬入車両走行に係る苦情窓口を設置する。 	運転者のモラル向上による走行音の低下や安全意識の向上、日曜日の影響回避等により、搬入用車両の走行による人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。												
交通処理	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設の東側に隣接する無信号交差点（三差路）への信号設置を関係機関と協議する。 	利用者の安全性・快適性の向上により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。												
事後調査	<p>予測の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがない。また、車両走行や交通処理に関する環境保全措置を講じる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。</p>														
評価	<p>廃棄物搬入車両の走行により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の快適性に変化が生じるが、影響の低減・回避に向けた環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p>														

表 9.1-13 環境影響評価結果の概要（廃棄物等）

項目	切土工等による建設工事に伴う副産物の影響に係る予測評価	1/3																																						
廃棄物等	予測結果	<p>(1) 残土 工事の実施に伴う残土の発生量以下に示す。 残土量削減前の発生土は約 35,200m³、再利用土は 20,900m³、残土は 14,300m³であったが、焼却施設の発生土のうち 10,000m³を粗大・リサイクル施設の基盤造成に再利用して残土量が 4,300m³となるよう削減し、建設工事に伴う廃棄物等の影響を低減する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">発生土</th> <th style="text-align: center;">再利用土</th> <th style="text-align: center;">残 土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">焼却施設</td> <td style="text-align: center;">23,200m³</td> <td style="text-align: center;">(8,900) 18,900m³</td> <td style="text-align: center;">(14,300) 4,300m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">粗大・リサイクル施設</td> <td style="text-align: center;">12,000m³</td> <td style="text-align: center;">(12,000) 12,000m³</td> <td style="text-align: center;">0m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">35,200m³</td> <td style="text-align: center;">(20,900) 30,900m³</td> <td style="text-align: center;">(14,300) 4,300m³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">注) () 内数値は、残土量削減前の数値を示す。</p>	種 別	発生土	再利用土	残 土	焼却施設	23,200m ³	(8,900) 18,900m ³	(14,300) 4,300m ³	粗大・リサイクル施設	12,000m ³	(12,000) 12,000m ³	0m ³	合 計	35,200m ³	(20,900) 30,900m ³	(14,300) 4,300m ³																						
		種 別	発生土	再利用土	残 土																																			
焼却施設	23,200m ³	(8,900) 18,900m ³	(14,300) 4,300m ³																																					
粗大・リサイクル施設	12,000m ³	(12,000) 12,000m ³	0m ³																																					
合 計	35,200m ³	(20,900) 30,900m ³	(14,300) 4,300m ³																																					
<p>(2) 建設工事に伴う廃棄物等 建設工事に伴う廃棄物等の発生量と処理等の方法を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">焼却施設の建設に伴う廃棄物等の発生量と処理等の方法</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">発生量</th> <th style="text-align: center;">処理等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">産業廃棄物処理業者に委託処理</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">250</td> <td>製鉄等原料として売却</td> </tr> <tr> <td>ガラス及び陶磁器くず</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">産業廃棄物処理業者に委託処理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">が れ き 類</td> <td>コンクリート破片</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート破片</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>その他のがれき類</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">1,700</td> <td>再資源化 管理型処分場に埋立</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td>再資源化 管理型処分場に埋立</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	発生量	処理等の方法	廃プラスチック類	t	50	産業廃棄物処理業者に委託処理	木くず	t	150	紙くず	t	10	金属くず	t	250	製鉄等原料として売却	ガラス及び陶磁器くず	t	110	産業廃棄物処理業者に委託処理	が れ き 類	コンクリート破片	t	120	アスファルト・コンクリート破片	t	20	その他のがれき類	t	40	建設汚泥	m ³	1,700	再資源化 管理型処分場に埋立	その他	t	100	再資源化 管理型処分場に埋立
種類	単位	発生量	処理等の方法																																					
廃プラスチック類	t	50	産業廃棄物処理業者に委託処理																																					
木くず	t	150																																						
紙くず	t	10																																						
金属くず	t	250	製鉄等原料として売却																																					
ガラス及び陶磁器くず	t	110	産業廃棄物処理業者に委託処理																																					
が れ き 類	コンクリート破片	t		120																																				
	アスファルト・コンクリート破片	t		20																																				
	その他のがれき類	t		40																																				
建設汚泥	m ³	1,700	再資源化 管理型処分場に埋立																																					
その他	t	100	再資源化 管理型処分場に埋立																																					

粗大・リサイクル施設の建設に伴う廃棄物等の発生量と処理等の方法

種類		単位	発生量	処理等の方法	
廃プラスチック類		t	10	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場または管理型処分場に埋立
木くず		t	30		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
金属くず		t	10	製鉄等原料として売却	再資源化
ガラス及び陶磁器くず		t	20	産業廃棄物処理業者に委託処理	再資源化 安定型処分場に埋立
が れ き 類	コンクリート破片	t	20		建設リサイクル法の特定建設資材として再資源化
	アスファルト・コンクリート破片	t	60		再資源化 安定型処分場に埋立
	その他のがれき類	t	20		再資源化 管理型処分場に埋立
建設汚泥		m ³	2,000		再資源化 管理型処分場に埋立
その他		t	200	再資源化 管理型処分場に埋立	

廃棄物等

予測結果

項目	切土工等による建設工事に伴う副産物の影響に係る予測評価			3/3								
環境保全措置 廃棄物等		<p>(1)残土 本事業では、工事の実施による残土の影響を低減するため、以下の環境保全装置を実施する計画である。</p> <table border="1" data-bbox="352 416 1359 645"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土再利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発生土を盛土や埋め戻しなどに出来る限り再利用するよう努める。 焼却施設の残土は、出来るだけ粗大・リサイクル施設の基盤造成において再利用するよう努める。 </td> <td>発生土の有効利用により、残土の発生量が低減される。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	発生土再利用	<ul style="list-style-type: none"> 発生土を盛土や埋め戻しなどに出来る限り再利用するよう努める。 焼却施設の残土は、出来るだけ粗大・リサイクル施設の基盤造成において再利用するよう努める。 	発生土の有効利用により、残土の発生量が低減される。	他の環境への影響はない。		
		項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響							
発生土再利用	<ul style="list-style-type: none"> 発生土を盛土や埋め戻しなどに出来る限り再利用するよう努める。 焼却施設の残土は、出来るだけ粗大・リサイクル施設の基盤造成において再利用するよう努める。 	発生土の有効利用により、残土の発生量が低減される。	他の環境への影響はない。									
<p>(2)建設工事に伴う廃棄物 本事業では、工事の実施による廃棄物等の影響を低減するため、以下の環境保全装置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="352 804 1359 1328"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量の抑制 再利用の推進 適正処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 </td> <td>廃棄物等の排出量抑制、再資源化、適正処分により、建設工事に伴う廃棄物等の影響の低減が見込まれる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	発生量の抑制 再利用の推進 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 	廃棄物等の排出量抑制、再資源化、適正処分により、建設工事に伴う廃棄物等の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。				
項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響									
発生量の抑制 再利用の推進 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の排出量を抑制するため、廃棄物の分別排出を徹底し、金属くずについては有効利用する。 特定建設資材廃棄物については、種類ごとの分別排出を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を受けた業者に委託し、再資源化施設に搬出して処理を行う。 再資源化等が困難な廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目及び管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する。 	廃棄物等の排出量抑制、再資源化、適正処分により、建設工事に伴う廃棄物等の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。									
調査後	発生土再利用や発生量の抑制、再利用の推進、適正処理に関する環境保全措置を講じる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。	評価	<p>(1)残土 本事業では、工事の実施による残土の影響を低減するために、発生土は、盛土や埋戻しなどにより、できる限り再利用する計画とし、残土の発生を抑制する計画であることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2)建設工事に伴う廃棄物等 建設工事に伴い発生する廃棄物については、「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」（平成14年3月）に基づき、排出量抑制、再資源化、適正処理に向けた環境保全装置が講じられることから、事業者の実行可能な範囲内で建設工事に伴う廃棄物の最終処分量ができる限り低減されているものと評価する。</p>									

項目	施設の稼働による廃棄物の影響に係る予測評価		1/1																
廃棄物等	予測結果	<p>施設（焼却施設）の稼働による廃棄物発生量を、想定される焼却炉の方式ごとに予測した。予測結果は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="497 416 1216 680"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単位</th> <th>ストーカ式</th> <th>流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>t/年</td> <td>7,192</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>不燃物(湿)</td> <td>t/年</td> <td>—</td> <td>1,642</td> </tr> <tr> <td>飛 灰</td> <td>t/年</td> <td>2,407</td> <td>5,834</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単位	ストーカ式	流動床式	焼却灰	t/年	7,192	—	不燃物(湿)	t/年	—	1,642	飛 灰	t/年	2,407	5,834	
	種 別	単位	ストーカ式	流動床式															
焼却灰	t/年	7,192	—																
不燃物(湿)	t/年	—	1,642																
飛 灰	t/年	2,407	5,834																
廃棄物等	環境保全措置	<p>本事業では、施設（焼却施設）稼働による廃棄物の影響を低減するため、以下に示す環境保全措置を講じる計画である。</p> <table border="1" data-bbox="344 842 1372 1093"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全措置の内容</th> <th>環境保全措置の効果</th> <th>他の環境への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生量の抑制 適正処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみ量の削減に向け、構成市町村に対して、分別の徹底による焼却ごみの減量化を指導する。 廃棄物は最終処分場の処理基準を遵守し適正に処理する。 </td> <td>廃棄物量が抑制されることにより、施設の稼働に伴う廃棄物の影響の低減が見込まれる。</td> <td>他の環境への影響はない。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響	発生量の抑制 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみ量の削減に向け、構成市町村に対して、分別の徹底による焼却ごみの減量化を指導する。 廃棄物は最終処分場の処理基準を遵守し適正に処理する。 	廃棄物量が抑制されることにより、施設の稼働に伴う廃棄物の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。									
	項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響															
発生量の抑制 適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 焼却ごみ量の削減に向け、構成市町村に対して、分別の徹底による焼却ごみの減量化を指導する。 廃棄物は最終処分場の処理基準を遵守し適正に処理する。 	廃棄物量が抑制されることにより、施設の稼働に伴う廃棄物の影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。																
	事後調査	発生土再利用や発生量の抑制、再利用の推進、適正処理に関する環境保全措置を講じる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。																	
	評価	施設の稼働による廃棄物について、廃棄物量を出来るだけ抑制し、適正に処分する計画であることから、事業者の実行可能な範囲内で施設稼働により発生する廃棄物の影響ができる限り低減されているものと評価する。																	

表 9.1-14 環境影響評価結果の概要（温室効果ガス）

項目	施設の稼働による温室効果ガス等の影響に係る予測評価				1/1																																		
予測結果	施設の稼働による温室効果ガスの排出量及び削減量は以下のとおりである。																																						
	温室効果ガスの排出量予測結果（焼却施設）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>温室効果ガス</th> <th>排出量^{注)}</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>CO2排出量 (t-CO2/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物焼却</td> <td>CH₄</td> <td>0.07</td> <td>25</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>4.32</td> <td>298</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <td>プラスチック焼却</td> <td>CO₂</td> <td>27,248</td> <td>1</td> <td>27,248</td> </tr> <tr> <td>都市ガス使用</td> <td>CO₂</td> <td>1,165</td> <td>1</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td>電力使用</td> <td>CO₂</td> <td>5,647</td> <td>1</td> <td>5,647</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>35,350</td> </tr> </tbody> </table>					項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO2排出量 (t-CO2/年)	廃棄物焼却	CH ₄	0.07	25	2	N ₂ O	4.32	298	1,288	プラスチック焼却	CO ₂	27,248	1	27,248	都市ガス使用	CO ₂	1,165	1	1,165	電力使用	CO ₂	5,647	1	5,647	合計	—	—	—	35,350
	項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO2排出量 (t-CO2/年)																																		
廃棄物焼却	CH ₄	0.07	25	2																																			
	N ₂ O	4.32	298	1,288																																			
プラスチック焼却	CO ₂	27,248	1	27,248																																			
都市ガス使用	CO ₂	1,165	1	1,165																																			
電力使用	CO ₂	5,647	1	5,647																																			
合計	—	—	—	35,350																																			
注) 単位は、温室効果ガスの種類に対応してt-N ₂ O/年、t-CH ₄ /年及びt-CO ₂ /年となる。																																							
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量予測結果（粗大・リサイクル施設）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>温室効果ガス</th> <th>排出量^{注)}</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>CO₂排出量 (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力使用</td> <td>CO₂</td> <td>455</td> <td>1</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>455</td> </tr> </tbody> </table>					項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	電力使用	CO ₂	455	1	455	合計	—	—	—	455																			
	項目	温室効果ガス	排出量 ^{注)}	地球温暖化係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)																																		
電力使用	CO ₂	455	1	455																																			
合計	—	—	—	455																																			
温室効果ガスの削減量予測結果（焼却施設）																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>温室効果ガス</th> <th>削減量 (t-CO₂/年)</th> <th>地球温暖化係数</th> <th>CO₂削減量 (t-CO₂/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電</td> <td>CO₂</td> <td>10,851</td> <td>1</td> <td>10,851</td> </tr> </tbody> </table>					項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	発電	CO ₂	10,851	1	10,851																								
項目	温室効果ガス	削減量 (t-CO ₂ /年)	地球温暖化係数	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)																																			
発電	CO ₂	10,851	1	10,851																																			
環境保全措置	本事業では、施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる計画である。																																						
	温室効果ガスの排出低減	<ul style="list-style-type: none"> ごみの焼却により発生する廃熱をボイラで回収し、発電機により発電して場内電力に使用し、購入電力消費による温室効果ガスの発生を抑制する。 余剰電力は売電し、電力会社等の化石燃料による発電量の削減に貢献する。 廃熱は、発電のほか場内の給湯等にも利用し、燃料使用による温室効果ガスの発生を抑制する。 管理棟の照明や空調設備は省エネルギー型のを積極的に採用する。 太陽光パネルを設置して場内電力に使用し、購入電力による温室効果ガス発生を抑制する。 排出量に占める割合の高い廃プラスチック類の焼却量低減に向け、構成市町村に対して、分別の徹底による焼却ごみの減量化を指導する。 	廃熱を利用した発電及び給湯や、太陽光パネルの設置、省エネ型の設備・器具の使用、焼却ごみの減量により施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響の低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。																																			
調査後	温室効果ガスの排出低減に関する環境保全措置を講じる計画であることから、事後調査は実施しないこととした。																																						
評価	施設の稼働に際しては、廃熱を利用した発電及び給湯や、太陽光パネルの設置、省エネ型の設備・器具の使用など、温室効果ガス発生量低減に向けた環境保全装置が講じることから、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。																																						

